

第7回 斎場運営形態検討会議 会議要旨

1. 開催日時 平成24年8月6日（月） 午後2時30分から午後5時まで
2. 場所 あべのルシアス12階 環境局 第1会議室
3. 出席者 委員（4名）
榎村座長、長瀬委員、向山委員、脇田委員

大阪市環境局

玉井環境局長、青野事業部長、金箱斎場霊園担当課長（司会）

渡邊斎場霊園担当課長代理 他3名

4. 議題 ・市立斎場運営形態のあり方について（案）

5. 議事要旨

- ・市立斎場運営形態のあり方について（案）資料により
中野担当係長から説明。

<各委員より意見の概要>

- ① 項目別課題整理についての中で当面及び中長期の期間の考え方・課題の振り分け方について。
- ② 運営形態別の課題評価について、表形式よりも文章化してはどうか。

<大阪市からの回答>

- ① 当面の課題は、三、四年の間に解決していくものとし、
中長期にかかる課題としては、施設のあり方に関する項目になるため、将来的に検討すべき課題である。
- ② 各委員からの意見を踏まえ、文章化することとします。

<大阪市としての意見>

今回の最終とりまとめに向けて、これまでの会議での検討経過や委員の意見を踏まえ、次回の会議までに各委員に確認して頂き、最終意見をとりまとめていくこととした。

6. 会議資料

- ・市立斎場運営形態のあり方について（案）

第7回 斎場運営形態検討会議 議事録

○金箱課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回斎場運営形態検討会議を開催します。

私、本日、司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部斎場霊園担当課長の金箱でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭、本日の会議の出席者の中で、松井委員、体調を崩されてご欠席という連絡を受けておりますので、ご紹介いたします。

それと、私ども大阪市では、現在ノーネクタイ、ノー上着といった省エネルギー行動をとっておりますので、本日は、軽装での勤務の取り組みということでご理解、ご了承をお願いいたします。

また、冒頭、議事に入る前に、傍聴の方々に申し上げます。携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。また、傍聴要領に基づきましてよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の議事次第ということで、A4、1枚がお手元に、資料といたしまして、市立斎場運営形態のあり方について（案）ということでホチキスどめで資料をお配りしております。ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、槇村座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○槇村座長

暑いところ、午後からお集まりいただきましてありがとうございます。何回か議論を重ねてまいりましたが、本日は、市立斎場の運営形態のあり方についてということで、案として今まとめていただいておりますので、最終意見の取りまとめに向けましてきょうは議論をいただきたいと思います。

それでは、各委員の方々から、斎場運営形態について、前回の会議での意見を踏まえていろいろときょうの案のほうにも盛り込んでいただいていると思いますけれども、これについて検討していきたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうからお手元の資料についてご説明をお願いできますでしょうか。

○中野係長

それでは、事務局よりご説明させていただきます。環境局事業管理課担当係長の中野です。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料の市立斎場運営形態あり方の案をごらんいただきたいと思います。

斎場運営形態につきましては、これまで本会議において委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、斎場運営形態のあり方についての案を事務局のほうで整理させていただきました。これら事務局案に対しまして、構成や内容などについていろいろなご意見をいただき、最終意見取りまとめに向けて調整してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

まず、1ページ目の「はじめに」をごらんいただきたいと思います。

斎場運営形態検討会議では、大阪市がより効率的な事業運営を行うことを目的に平成23年10月に小林・佃斎場における火葬業務の民間委託を実施したことから、大阪市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方について議論を重ねてきました。

火葬は市民生活にとって必要不可欠なものであり、斎場は、単に火葬を行う場というだけでなく、ご遺族にとって最後のお別れの間であるため、火葬業務の執行に当たっては、葬儀慣習や市民感情を意識した、厳粛な対応が求められます。

また、市民のライフスタイルや葬送に対する考え方の変化に伴い、火葬に対するニーズも多様化している中、斎場の経営・運営についても提供するサービスを向上させ、より柔軟で効率よく運営していくことが求められています。

斎場の経営主体については、墓地、埋葬等に関する法律が基本となるが、昭和43年の旧厚生省通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされており、地方公共団体以外で行う場合は、宗教法人または公益法人に限定され、民営の斎場は原則的に許可されないことになっています。

以上のように、斎場の経営主体は原則として地方公共団体とされていますが、その運営形態については、時代の変化とともに、業務委託、指定管理者制度の導入、PFI制度の導入など、さまざまな手法が取り入れられています。

このようなことから、市民の葬送に対する意識が多様化している現状を踏まえ、さらに今後の人口動態や火葬需要の動向を見据えて、市民ニーズに対応できるような施設や運営手法のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ利用者のサービス水準向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入も含めて市立斎場運営形態のあり方について検討を行い、このたびその結果を取りまとめたので、本書のとおり提言します。

次に、2ページ目でございます。

斎場運営形態のあり方。

1、現状について。

大阪市の斎場運営については、明治40年の民間火葬場買収に始まり、その後、統廃合を経て、現在は、瓜破・北・小林・鶴見・佃斎場の5カ所の斎場で、元旦を除く年364日火葬業務を行っている。年間の火葬件数は約3万件となっており、ここ数年、増加傾向にあります。

その配置は、大阪市内各所からおおむね4キロ程度の範囲に配置しております。

昭和43年4月5日付旧厚生省令により、墓地、納骨堂または火葬場の経営主体は原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これによりがたい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限られることとされてきたところである。これは、墓地等の経営については、その持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものでありとの通知に基づき、現在も大阪市が経営しております。

平成23年10月から、効率的な事業運営を行い、斎場運営経費の削減を図るとともに、直営斎場と民間委託斎場を併存させることにより、市民サービスのきめ細やかさや効率性を含めて、市民から比較評価されることによって従来にない競争意識の高揚が期待できることから、斎場の規模などを考慮し、一般競争入札により、小林・佃斎場における技能職員に係る業務を民間委託しております。

斎場運営は、行政職員による事務と技能職員による作業があり、連携して行っております。

斎場業務の流れについては、下の表で示しておりますように、こういったフローで行っております。

斎場業務につきましては、先ほど申しあげました行政職員と技能職員の事務の業務内容を記載しております。こういった網かけしている部分について、平成23年10月より、技能職員に係る業務を民間委託しておるところでございます。

次に、斎場利用者及び葬祭業者を対象に、直営斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や利用者へのサービスの提供状況について、斎場利用者アンケート調査を平成24年1月から2月にかけて実施したところ、利用に当たりおおむね満足との評価となり、直営と民間委託では大きな差が見受けられなかったが、斎場職員の対応や斎場施設に関する要望や改善すべき点についてご意見がございました。

また、今後の火葬需要予測については、大阪市の火葬件数は、高齢化社会を反映して、今後、増加する傾向から、厚生統計協会発行「日本の将来推計人口」の死亡人口の推計資料をもとに

大阪市が推定したところ、平成51年には3万9,700件を超えると予測しております。

次に、4ページに移りまして、当会議におきまして検討してきた経過についてでございます。

第1回、平成23年8月22日月曜日に、大阪市立斎場の概要、斎場事業の経過、葬儀慣習、斎場業務などの本市の職員の業務実施状況などを説明した上で、斎場業務の現状を把握するため、当時、火葬業務を直営で実施していた小林斎場、佃斎場の現地視察を実施しました。

2回目につきましては、平成23年11月1日火曜日、議事内容につきましては、検討項目の比較方法と会議の進め方を検討しました。

直営で実施している斎場と民間委託を実施した斎場における業務執行状況や施設の活用状況、利用者へのサービスの提供状況などについて、斎場利用者及び葬祭業者に感想や意見を聴取するために行う斎場利用者アンケートの方法についても検討を行いました。

10月から実施している民間委託の業者の業務実施状況を把握するため、第2回目についても、小林・佃斎場の現地視察を実施しました。

第3回について、平成24年2月7日火曜日、議事内容としましては、主な政令指定都市・府下の主要都市、東京23区における斎場運営状況について、比較検討。

斎場利用者及び葬祭業者あてアンケート集計結果について、直営と比較した事業の執行状況、事業の改善状況の有効性、施設活用状況の効率性及び利用者へのサービスの提供状況の公平性などについて、調査結果を踏まえ検討いたしました。

また、斎場視察についても、委員が一緒に実施するのではなく、個別に視察を行い、意見をいただいております。

次に、平成24年3月29日については、近隣の他都市で火葬業務を民間委託しております堺市及び八尾市の斎場運営の状況を把握するため、現地視察を実施しております。

次に、第4回目でございますけれども、平成24年4月12日木曜日、主な議事内容としましては、政令指定都市の斎場運営状況について、形態別（直営・業務委託・指定管理者）の経費を比較検討いたしました。

本市の斎場運営に係る葬祭業者へのアンケート集計結果について、事業の執行状況や事業の改善状況の有効性、利用者へのサービスの提供状況や公平性、民間委託に係る意見などについて、調査経過を踏まえ検討いたしました。

また、いろいろな角度から斎場運営に係る課題などを聴取するため、特定非営利活動法人システム並びに日本環境斎苑協会、東京博善株式会社様より意見を聴取いたしました。

第5回については、平成24年5月31日木曜日、斎場運営に関する課題について、これまでの

検討結果を踏まえ、各委員の皆様のご意見の中間取りまとめを行いました。

主な意見につきましては、委託に当たっては、業務の特殊性から、価格競争だけでなく、質のよいサービスの提供を検討することが重要であり、業者選定条件を検討する必要がある。

競争性の確保の観点から、民間委託の規模（単位）を検討する必要がある。

大規模災害発生時の対応について検討する必要がある。

指定管理者制度の導入に当たっては、価格面とともに、市民サービスの質を重視するような評価も必要であるといったことをございました。

第6回、前回の会議につきましては、7月9日月曜日、議事の内容としましては、事務局のほうから、最終取りまとめに向けまして、これまでの会議での検討経過や委員の皆様のご意見を中間的に整理した案を提示させていただきました。

今回出された意見をあわせ、最終意見を取りまとめることにしました。

指定管理者制度に伴う業務範囲及び他都市における導入状況について、メリット・デメリットを比較検討いたしました。

ここまでの検討経過でございます。

次に、6ページ目でございます。

6ページ目につきましては、前回、会議の中で各委員の皆様からご意見がございました課題整理の項目に対する、当面、中長期について、各委員からご意見をいただいたものを参考に整理しております。

この表の中で、※につきましては、複数の課題項目にかかわる意見に※をつけております。

当面の課題としましては、業務委託の期限が今年度末であるため、次回の契約までに整理、検討する必要がある課題などを中心に整理させていただいております。中長期課題につきましては、施設のあり方などについて、火葬需要の増加が将来的に予測されるため、それらに関する課題などを中長期の課題として整理させていただいております。

まず、斎場運営形態についてでございますが、当面の課題としまして、安定的かつ適正に事業を実施できる運営形態を検討する必要がある。

民間にゆだねる範囲については、業務の効率化、利用者サービスの質を向上、大規模災害時の緊急時対応等を考慮して検討する必要がある。

民間活用に当たっては、価格面だけでなく、サービス水準維持向上のため、委託条件（仕様書等）、指定管理者選任条件を検討する必要がある。

現在の運営形態においても、運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニ

リニューアルを可能な範囲で実施することを検討する必要があるが、当面の課題。

次に、中長期課題としましては、市民サービスの向上の視点から、契約期間を単年度でなく一定期間を設けることや、業務内容など、円滑に引き継ぎを行える効率的で安定的な運営方法を検討する必要があるといったことでございます。

次に、施設のあり方についてでございますが、当面の課題としまして、利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を検討する必要がある。例としましては、炉前での可動式パーティション、収骨室の設置、休憩室の改修。

次に、告別式場を場所貸しだけでなく、それ以上の利用者の立場に立ったサービスを検討する必要がある。

現在の運営形態においても、運営コストの削減や利用者サービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施することも検討する必要があるということで、先ほどもありましたものを入れております。

次に、中長期課題としまして、今後、斎場の建てかえを実施する場合は、火葬需要の増加が予想される中、（その後、減少することも考慮した上で）東京で主流となっている火葬時間の短いロストル方式を採用するなど、市民ニーズに配慮するとともに、効率的に火葬を行うことができる施設改修を検討する必要がある。

次に、小林・佃斎場など、小規模斎場を、維持管理経費など、経済性・効率性の観点から、集約化または廃止を含め検討する必要がある。

次に、新たな大都市制度も予定されていることから、府下の近隣都市との共同利用など、効率的な施設整備や配置などを考える必要がある。

各斎場に遺体保冷設備を整備し、施設利用の時間的な平準化を図ることを検討する必要がある。

市民の葬送意識の多様化や、直送、葬儀の家族葬・少人数化などの傾向を踏まえ、市民ニーズに対応できる施設の環境を改善する必要がある。

今後、需要の増加が予想される中、納骨堂の併設や無縁仏への対応も検討する必要がある。

次に、サービスのあり方についてでございますが、1番の、「安定的かつ」というのは、先ほど運営形態にあったものを再掲しております。

次に、斎場は、単に火葬を行うというだけでなく、遺族にとって最後のお別れであり、市民感情を意識した厳粛な対応が求められることから、単に経済面だけでなく、いかに利用者に満足していただける質のよいサービスが提供できるかが重要である。

利用者に対して、丁寧でかつ公平な対応を行うことが求められており、そのための水準維持やチェック体制の充実が必要である。

さらに利用者サービス水準を維持向上させるため、受託者から教育・研修体制や業務マニュアルを提出させるとともに、より円滑な業務の執行や監督指導のために、大阪市のチェック体制を一層充実する必要がある。

民間にゆだねる範囲については、業務の効率化、利用者サービスの質を向上、大規模災害時の緊急時対応を考慮して検討する必要がある。

次に、現在の運営形態についても、運営コストの削減や利用者サービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施することを検討する必要がある。

次に、中長期課題としまして、時代に応じた市民の多様なニーズ（火葬を含む葬儀全体にお金をかけられない等）に柔軟にこたえられるサービスのあり方を検討することが望ましい。

葬送にかかわる人の教育システムとして、専門性を高めて、資格のようなものを国や地方自治体レベルにおいて確立することによって、サービス水準を上げることを検討することが望ましい。

火葬料の納付など、斎場利用者の各種手続は、利用者の利便性を考慮し、より身近な区役所等で一括して行えることを検討する必要がある。

次に、業務の効率性と改善についてでございます。

当面の課題としまして、5 斎場は、施設によって新しさ、広さなどが大きく異なっていることや、時間帯によって利用率に差があり、より効率的に運営するといった観点から、均一の料金ではなく、斎場や時間帯によって利用率をアップするために料金変更をするなどの料金設定についても検討する必要がある。

近隣自治体との連携により、市民であるかを問わず、利用者が斎場利用の選択幅が広げられるような策を検討する必要がある。

次に、利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を検討する必要がある。

施設維持管理において、要員配置や故障時の緊急時対応など、施設の稼働を継続するための効率的な管理体制をより一層検討する必要がある。

次に、中長期課題でございます。

現在は各斎場単位でデータ管理されているが、斎場、火葬炉等の利用時間帯を総合的・一元的にデータ管理し、市域全体で利用の効率性を上げる方策を検討する必要がある。

小林・佃斎場など、小規模斎場維持管理経費など、経済性・効率性の観点から、集約化または廃止を含め検討する必要がある。

施設の老朽化や再整備への対応として、PFIなど、民間資金の活用等を含め、大阪市の財政負担を軽減するため、より効率的な手法を検討する。

以上、検討課題整理についてのご意見をいただいております。

次に、8ページに移りまして、4、運営形態別のメリット・デメリットについてでございます。

直営、業務委託、指定管理者制度の大阪市の斎場における現状、それぞれの性格であるとかメリット、デメリットについてでございます。

まず、直営についてでございますが、大阪市の現状としまして、瓜破・北・鶴見斎場において、大阪市が直接管理運営しております。

性格としましては、自治体職員による業務の執行、業務命令による執行ができる。

メリットとしまして、運営の安定性が極めて高い。経験年数に応じた技術・知識の継承が円滑に行われる。大震災などの緊急時対応が確保しやすい。

デメリットとしまして、効率性や経費の面で課題がある。利用者の評価（アンケート）では優位性が認められなかった。運営が硬直的で、柔軟な対応が困難である。

次に、業務委託についてでございますが、現状としまして、平成23年10月から小林・佃斎場における技能職員に係る業務を委託しております。

性格としましては、契約に基づく個別の事務または業務の執行委託。契約で定められた業務の範囲での業務執行を行う。業務の指示は受託者に行う（直接委託職員に指示することはできない）。

メリットとしまして、経費の削減効果が高い。業務内容に基づき実施するため、行政コントロールがききやすい。

デメリットとしまして、経営破綻による事業中断など、リスク管理が必要となる。災害等、予期せぬ突発的な事態における対応が困難である。

次に、指定管理者制度についてでございますけれども、現状については、現在は実施しておりません。

性格としまして、指定により公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任する。条例で定められた当該事務を受託者は自己の責任で行う。管理権限を委任されることで、柔軟な運営が行える。

メリットとしまして、経費の削減効果が高い。処分性のある使用許可などが可能である。指定管理者とリスク分担することにより、事業運営リスクが軽減できる。民間のノウハウを生かした良質なサービスが提供できる。複数の法人・団体による共同体により実施することができる。

デメリットとしまして、経営破綻による事業中断など、リスク管理が必要となる。

以上、運営形態別によるメリット・デメリットでございます。

次に、9ページに移りまして、5番、運営形態別の課題・評価についてでございます。

これまでの会議の中での議論を踏まえまして、委員の皆様にご各形態別の項目についてご意見をいただき、それらに基づきまして、それぞれの項目に最も優位性があるものに丸印をつけております。

安定性につきましては、安定的かつ適正な事業実施については、直営が優位であるというご意見がございます。

次に、経済性の、運営コストの削減効果は、業務委託、指定管理者制度が優位であろうと。効率的な要員配置については、指定管理者制度が優位である。

サービスの質につきましては、利用者に質のよいサービスの提供、市民の多様なニーズへの柔軟な対応についても指定管理者制度が優位である。

リスク対応としまして、大規模災害時などの緊急対応については、直営が優位。

公平性の、市民感情に配慮した丁寧かつ公平な対応については、直営という評価でございます。

総合的に、意見としまして、指定管理者制度が最も優位性があるのご意見であるかなと思っております。

次に、最後になりますけども、10ページ目でございます。

10ページ目の斎場運営形態のあり方について（まとめ）についてですけども、事前に委員の皆さんにお願いしたところでありますけども、今回まとめるポイントも含めてご議論いただきたいと思います。

今後、取りまとめに当たりまして、先ほど課題項目にあった運営形態について、施設のあり方について、サービスのあり方、業務の効率性改善について検討いただいていることから、この5点を事務局から取りまとめていただきたいということで挙げさせていただいております。

1つは、確保すべきサービスレベル。2つ目、経済性と安定性・公平性とのバランス。3番目としまして、社会経済状況の変化に対応した火葬のあり方。大規模災害時の対応について。

最後に、理想的な今後の日本（大阪市）の葬祭場のあり方について挙げさせていただいております。また、この視点以外でも、ご意見等があればお願いしたいと思います。

次に、参考資料としまして、これまでの会議でも報告させていただいております資料をつけさせていただいております。大阪市の状況でありますとか、政令指定都市、府下、東京都、アンケートの結果と、当会議の開催要項でありますとか委員名簿をつけさせていただいております。12種類の資料をつけさせていただいております。

簡単ですが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○槇村座長

ありがとうございました。

今、事務局で、それぞれの委員の皆様方からいただいた意見を参考に、案という形でまとめていただいたものでございます。ただいま説明がありました斎場運営形態のあり方についての案ということでございますけれども、きょうはいろいろとご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、「はじめに」というところから順番に進めてまいりたいと思います。「はじめに」というところで書かれた内容について、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。ご質問も含めてどうぞ。「はじめに」というところの文章とか、ございませんでしょうか。

○向山委員

特にないです。

○槇村座長

じゃ、また思い出されたら後でも結構かと思います。

それでは、2ページ、3ページのほうに行きたいと思います。

斎場運営形態のあり方ということで、まず、1の現状についてでございますけれども、ここでは、以前、大阪市の斎場運営に係る状況、現状であるとか、それからアンケート調査の結果とか今後の火葬需要予測について、簡単ではございますけれども、一応記入されているということです。はい、どうぞ。

○脇田委員

内容というよりは、表記の仕方という言葉の部分ですが、3つ目の段落、平成23年10月からの段落の中で、さらにそこから3行目、「市民サービスのきめ細やかさや効率性を含めて、市民から比較評価させることによって」というのがちょっと気になったので。評価を受けることではないかなと思いました。

○槇村座長

比較評価させるという、この言葉ですね。市民から比較評価してもらえようということですかね。別に市民から民間業務委託してくれとあって佃、小林を民間委託されたわけじゃないですね。市民から比較評価させるということ……。

○向山委員

させるという表現が、その書き方ということですね。

○脇田委員

そうです。させるという表現だけです。比較評価を受けることによって競争意識が高まるということですよ。

○金箱課長

はい、今、脇田委員のおっしゃるとおりで、比較評価させるということが特にこだわっているわけじゃないので、表現については、今おっしゃられた意見を踏まえて修正いたします。

○槇村座長

もう一度、じゃ、文言としては、市民から比較評価を受ける？

○脇田委員

評価を受けることによって。

○槇村座長

「評価を受けることによって」ですね。

○脇田委員

はい。

○槇村座長

あとはいかがでしょうかね。3ページの一番下の今後の火葬需要予測ですが、細かいことですけど、「高齢化社会を反映して」というか、「高齢社会」ですね。「化」をとるという。大阪市では、一般的には平成40年台と言われていることが多いですけど、平成50年台に一番多くなるという推計なんですね。各市によって人口動態が違うかもしれませんが。

○金箱課長

推計をするということでこういう表記をさせていただいております。

○槇村座長

何かこういう記述が足りないのではないかとか、ここわかりにくいとかいうことも含めていただけたらと思います。

○向山委員

後のところで、当面の課題で、例えば時間帯云々ということを課題として挙げることとの関係で、例えば施設の新しさ、古さですとか、現状その時間帯がどれぐらいの時間帯でしているのかというような、それは資料についているんですか。資料に入れていただいているんですね。そういうことがわかるのかなと思ったんですけど、資料を見ればわかるということですね。はい、了解しました。

○槇村座長

私も、この現状のところで、参考という資料で見たらわかるのか、ある程度書くということとか、どちらがいいかなと思ったんですけど、ここではさらっと現状が書いてあって、現状の課題と中長期の課題が6、7に載っているということですね。じゃ、一遍戻ったほうがいいですかね。こういう現状であるというのだけでいいんですかね、かなりざくっと書いてあるんですが。後に、6、7のところに項目別課題整理というのが出てくるんですね。

○向山委員

進んでいただいたらいいんじゃないかと思います。

○槇村座長

ほかに2、3ページの現状についてというところは何かございませんか。

じゃ、また思い出されたら後で行きますということで、4ページ、5ページの検討経過はいかがでしょうか。これはどういうことをやったかということだけなんですけど、経過ですね。よろしいですか。

じゃ、きょうは多分この辺が中心になるかと思いますが、6、7ページのところの項目別課題整理についてということで、前回、項目別にいろいろと整理してみてはどうかというご意見をいただきましたので、それで表をつくっていただいて、これは各委員の方からいただいたご意見を直接整理したというものです。当面の課題と中長期的課題ということで一応分けていただいておりますので、分けていただいていない方もございますけれども、その辺も含めてご意見をいただいたらと思います。当面というのはどれぐらいかとか、中長期は何年ぐらいかとか、書いていると、ちょっとわからなくなってきたんですけども。

○向山委員

当面の課題の書き方として、検討する必要があるというのは、当面の課題だから、検討ではなくて、実施する必要があると思うので、できるだけ、これから検討するんじゃなくて、どんどんやってみようという書き方にすべきだろうなということを1つ思います。

○槇村座長

そうですね。私もちょっとそこもひっかかっていたんですけど、検討をするというのは、かなり中期的みたいな感じがしますね。

○向山委員

そんな感じが。

○槇村座長

だから、当面というのをどれぐらいで考えているかによりますけど、3年とかその辺を言うのかとか、ほんとうにすぐ今から考えてスタートしなきゃいけないというような課題もたくさんありますし、この1番目のポツなんかは、「安定的かつ適正に事業を実施できる運営形態にする必要がある」でもいいわけですよ、検討しなくても、それは必要ですからね。物によって。大規模災害の緊急時対応も、やっぱり検討しなくても必要ですよ。そう読んでいくと、少し、検討という言葉というのは、行政的にはもうちょっと先のような気がしますので、検討するという言葉を少し省いてもいいかもしれないですね。この斎場運営形態について、当面の課題のところは、ほとんど検討するというのは要らないような内容かと思いますが、どうでしょうかね。

この下は中長期に入っていますが、「市民サービス向上の視点から、契約期間を単年度ではなく一定期間を設けることや業務内容など円滑に引き継ぎが行える効率的で安定的な運営方法を検討する必要がある」、これも中長期ですかね。どうですかね。指定管理みたいなものが上に入っていませんでしたか。当面の課題のところには何か民間活用に当たってはという文言がありますよね、3つ目に。これと連動しているんじゃないかなという気がしますけどね、中長期というよりか、この3つ目の黒ポツと下のがちょっと関係していませんか。

○向山委員

そうですね。

○槇村座長

はい、どうぞ。

○脇田委員

中長期課題、今おっしゃった安定的な運営方法についてなんですけれども、これは、私、出したんですけれども、おそらく、今回の業務委託している分を次どうするかという引き継ぎの部分であったり、2年、3年というスパンで見ると当面ということになると思うんですが、この後、形態として、今のように直営と業務委託、それがひょっとしたら直営と指定管理者と

か、段階的に変わっていくのであれば、その変化の中で、どの形であってもきちっと引き継いでいけるようなという部分でいくと、両方に係るかなという意味でちょっと書かせていただいたので、どっちでも別に構わないんですけど、最初にそれがきちっとできればいいんですが、今度の業務委託の契約期間のことを考えると、指定管理のところまでは多分いかないのかなと思っておりまして。

○榎村座長

ああ、なるほど。両方に係りますね。もっと、それぞれご意見をいただいた委員の皆さんから、ここはこうだとか、何かございましたら。はいどうぞ、脇田委員さん。

○脇田委員

サービスのあり方の中長期のところの一番下に、区役所などでいろんな手続に関して一括してできるようにということと、あと、業務の効率性と改善についての中長期の一番上の段、一元的にデータ管理して、市域全体で利用の効率性を上げる方策を検討するということ、システムだと思うんですけども、これに関しては、逆にもうちょっと早いほうがいいんじゃないかなというのを個人的に感じていまして、今、大阪市の中で、いろんなことが、葬儀も含めてちょうど変化しているときだと思うので、もちろんそれが落ちついてからというのでもいいんでしょうけれども、いつそのこと、次の契約期間であつたり、もしくは1年先でもいいので、早い段階で一元的に管理できれば、業務委託するにしても、指定管理するにしても、もっと効率よくできるのかなと思ったので、できればもうちょっと前倒ししたほうがいいのかなと思いました。

○榎村座長

当面の課題のほうに入れたほうがいいということですか。

○脇田委員

はい。できるかどうかは別として。

○榎村座長

今は、それぞれ各斎場で入力システムを持っておられるんですね。これは、システムをつくられたときの年度とか、何か方法が違うとか、あるんですか。やろうと思ったらできるのか。

○渡邊代理

一元的にやることは可能であるとは考えております。ただ、今、現状の運営の仕方であれば、各斎場ごとでデータ管理、また、なおかつ各斎場でデータをそれぞれ見られますので、現

状の5斎場での運営の仕方であれば、今のシステムがいいのかなということでつくっておりますので、一元化するという事になれば、例えば組織自体を一元的に管理してということであれば、そうしていくこともあるでしょうし、今現在は5斎場でやっていますので、そういうことで運営を考えていくということであれば、一元化も可能であると考えております。

○槇村座長

システムは全部見られても、それを予約するのは各葬祭業者が入力していくわけですから、別にそれは構わないんじゃないですか。できるんじゃないかなと思いますけれども。早い期間に考えたほうがいいということですね。どうぞ。

○長瀬委員

この項目別課題整理の中で、斎場運営形態についてというところについては、ほかの項目とはちょっと異質というか、特に今回の会議が斎場運営形態の検討会議ということで、最終の結論がそれについて述べられるというところなので、ほんとうはここに分量がたくさん来べきというか、ここを検討するということであるはずなのに、あり方とかサービスのあり方、こちらのほうが分量としては多いということなので、どこまでをここに書けばいいのかなというのは、僕の中ですごく迷ったんですね。ただ、斎場運営形態についてというところの書き方というのは、そういう意味ですごく難しかったと。僕なんかイメージしていたのは、斎場運営形態としてどういう姿が望ましいのかというところについては、施設のありかとか、サービスのあり方とか、業務の効率性と改善についてというところを踏まえた上での最終の結論的なそういう流れなのかなという。一定のサービスを提供できる、安定的な運営ができるという条件を満たすものは何かということを検討したら、最終的に斎場運営形態が決まってくるという流れなのかなということで、最初の段階でここにこれを書くということ自身がちょっと難しかったという、何を書けばいいのかなと思ったんです。

○槇村座長

表題が斎場運営形態のあり方ということで、ここの課題整理の3つと、それから次の運営形態別のメリット・デメリット、それから9ページの5の運営形態別の課題・評価、これをそれぞれ踏まえて、どういう運営形態がいいかという、運営形態についての当面と課題みたいなもの、そういうほうがほんとうはわかりやすいですね。だから、これはプラスした、これはどこかほかにも振り向けられないですか、ここの項目を。

○向山委員

第6項じゃないですか。

○槇村座長

6項のほうに入れますか。

○向山委員

最後のまとめのところに。

○槇村座長

これはご意見をいただいたものだけを入れているので、全体を通して、答申というか、提言としてどういう形でやるかというのは、また10ページのところとかかわってきますので、ちょっとこれを置いておいて、次の運営形態のメリット・デメリットの8ページのところですけども、これは、市のほうで、事務局のほうで整理していただいたものです。実際に、直営と業務委託と指定管理者制度と、こういう運営形態があるとすれば、大阪市の現状がどうで、どういう性格を持っているかというので、この性格、メリット・デメリットは、別に大阪市に限らず、一般的な話ですよ。でも、こういうのを考えて、大阪市としてはどういうあり方が考えられて、どういう課題と中長期的な課題があるかとしてもいいかもしれないですね。

○長瀬委員

中野さんあてのメールでは書かせてもらっていたんですけども、最後の結論を出すときに、5番のこの表、課題・評価についてというものが来たら、次は、だから答えはこうですよというぐらいのほうですっきりするのかなという。ですので、この6番のまとめというのは、5番よりも前の段階で、メリット・デメリットとか、いろんな課題ということを踏まえて、だから、こういう観点で評価すべきですよ、選択すべきですよということを書いて、その上で点数評価してみたら、結果的にはこれが一番いいと。だから結論としてはこのスタイルですよというほうが、流れとしてはすっきりするのかなと。メリット・デメリットが出て、この評価も出ているのに、その後でこうだというのはちょっと言いにくいので、4と5の間にそういうまとめの文章が来て、6番としては結論を書くんだけど、今回どの形態がいいのかどうかということではこれだけど、だけど、追加でどうしても書いておいたほうがいいこととか、そういうのを追記でちょっとコメントを加えるというぐらいの建てつけのほうの流れとしていいのかなとは思ったんですけども、この5番について、一律同じような評価になっているので、今までの話の流れでいくと、サービスの部分をとにかくいいサービスを提供したほうがいいんじゃないかと。特に心につながる部分のサービスの部分だから、そういうところを重視すべきじゃないかということで話の流れとしては来ていると思うので、1番から5番について、同じ点数でいいのかと。例えば、サービスの質というところはすごく大きな点数を持たせて評価したほう

がいいのかもしれないし、このサービスの質というところに、ほんとうに直営と業務委託と指定管理者制度を見て、指定管理者制度がプラスなのかというところについても、ちょっとよくわからない面もあるので、その辺のところ、点数配分をどうするのかというところで、何が一番大事なのかということと、あわせて、4と5の間にワンクッション置いて、5番で、最後6番で結論という流れがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○槇村座長

私も、5の運営形態の課題・評価というのは、安定性、経済性、サービスの質、リスク対応、公平性と、この項目がどこから出されてきたのかという流れが少しわかりにくいかなと。当面の課題のところでは、施設のあり方、サービスのあり方、業務の効率性と改善と、ここで課題が整理されているんですけども、この安定性、経済性、サービスの質、リスク対応、公平性というのは、この流れの中ではどこから読み取れますかね。先ほどおっしゃったような10ページのところですよね。例えば大規模災害時だとリスク対応とか、確保すべきサービスレベルだと3のサービスの質とか、経済性と安定性、公平性とだとこれ、やっぱり順番があれですね。10ページの内容は、5の前のほうに持ってきたら、こういうことが重視する必要がありますよというので、この評価項目の中に1から5が入ってくるという感じですよね。そうでないと、ここはどこから出てきたかって、ちょっとわかりにくいですよ、流れとしてはね。その点数配分というのは、比重が大きいというのは、今10ページのあり方のまとめのところで書いてありますが、これから文章化しないと、どこの比重が高いかってわかりにくいですね。どうしましょうかね。課題は、6ページ、7ページで見ると、この辺は非常にたくさん課題があるので、サービスの質というのが重要ですよというようなことは読み取れたりしますけど。

○長瀬委員

メリット・デメリットで運営形態の前提をするに当たって、項目別課題整理の中で、直接的に施設のあり方についてというところについては、ちょっと遠い話になってくる。どの運営形態であろうと今の施設を使わないといけないので、この施設がどうあるべきというところは、運営形態の中ではこう思うけど、施設のあり方についてはこういうことをやっぱり検討すべきだということになってくるので、さっき話した、最後のまとめの、ただし、施設のあり方についてはこういう観点を検討すべきというところへまとめていくような話かなと思うんですね。そうすると、残ってくるのは、サービスのあり方についてと、業務の効率性と改善についてというところが、この運営形態を決めるときの大きな要素になってくるというところで、サービスのあり方について、業務の効率性と改善というところを議論する中で、何をやっぱり重視す

べきというところが決まってくるのかなとは思いますが。

○槇村座長

2 ページのところに、現状の中で、墓埋法によって、永続性とか公平性、非営利性みたいなものがあったり、安定性とか公平性みたいなものが出てきますよね。それから、民間委託をされたというところでは、今おっしゃった業務の効率性とかサービスという話が出てきましたね。その辺が、リスクについては現状のところでは書いていないんですが、ここの項目がどこから導き出されたのかというのが流れでわかればいいんですけど、リスクの対応のところというのは、どこかに出ていましたかね。5 ページで、第5回のところでは、大規模災害発生時の対応について検討する必要があるということで、ここではこういう議論があったということは書いてあるんですけど。課題とかのところに書いていたかな。

○長瀬委員

課題では、斎場運営形態の中で、災害時の緊急時対応というのは、当面の課題にちょっとありますね。

○槇村座長

そうですね。ちょっと書いてありますね。2 ページのところは、現状についてということですけども、これまでの経過みたいなものも入っていますよね。こういうので、明治にできたと。それから法律ではこうだと。その後、突然、平成23年から業務委託をしたみたいに入っているんで、昭和43年と平成23年が飛び過ぎていると。例えば、ここの間に、阪神の震災のときにどうだったかとか、東日本震災のときに、大規模災害のときにこうだった、そういうことも必要であるとか、何かそんなことが入っていれば、少しまた高齢者人口が増えていって、利用増が図られるということ、日常の中の動向と、非日常の場合の課題まで行かないけど、経過みたいなものが入っていれば、災害時の対応の検討をしたというのも意味があるし、将来大きな検討課題の中に入れ込んでいくということが、流れとしてはいいんじゃないかなと思うんですけどもね。

それで、今、少し順番の組みかえをするということと、どうでしょうか、本来的には、8 ページのところの運営形態のメリット・デメリットというのは、直営と業務委託は既にされているので、一般的な性格とかメリット・デメリットだけじゃなくて、具体的に、デメリットっておかしいけど、課題もわかっているんですけども、指定管理者についてはまだ実行されていないので、大阪市としての具体的なものは書けないということですが、いろいろ当面する課題、中長期的課題が出てくる中で、10 ページのところの確保すべきサービスレベルはこうですよと

いろいろなことがあって、最後、評価してみたら9ページのような話になりますよ、最後のまとめはどういう方向が考えられるかということですが、ちょっと10ページのところがあまり細かく書いておりませんので、この6を5の前に持ってくるとしても、幾つかもう少し細かい言葉をここに足していかないといけないと思いますので、ここのところで何か、どういう言葉を入れていけばいいのかということできょうはご意見をいただきますと、これを文章化して、あるいは、5つの項目で書いてありますけれども、これの項目だけでいいのかとか。ちょっとぱっと見ただけで9ページの評価項目も何となく抽象的でわかりにくい気もしますが、大体、9ページの項目を見ると、この5つぐらいの項目で見たら、丸の少ないところ、多いところによって、どのところが方向としてはいいかというのはわかると思うんですけども、さっき長瀬委員さんおっしゃったのは、この重みづけというのは、ただ丸の数だけじゃなくて、これに比重をかけるということですか。

○長瀬委員

そうです、はい。

○槇村座長

どう比重をかけようか。例えばどんな感じで？

○長瀬委員

例えば、この項目として、安定性と経済性とサービスの質と公平性と、5つの観点について各委員で話をしましょうと。だれがどういう部分が重要だと思いますかという話の中で、私なんかは、基本的には市のサービスなので、あまりにもコスト削減、コスト削減ではだめな話で、まずはサービスの質が大事で、その次に経済性、経済性をやっぱり忘れてはだめだというような感じで思っているんですね。比重としては、サービスの質が4割、経済性が2割から3割の間、安定性と公平性というのがその次についてくるぐらいの感じの比率かなという、そんな感じのイメージがあって、サービスの質はちょっと重目に評価したいと。だから、サービスの質の中で比較した中で、ポイントが上がれば、重要視されて、加点されるというような、経過的に。合計した結果、指定管理者になるかもしれないと。そんな感じの配点というか、単に数だけだと、挙げた項目だけで、結局、最終決まってしまうので、どれが大事かというところをまず序列をつけて、重みづけをしようということです。

○槇村座長

その後ですか、例えば、具体的に業務委託と指定管理の方向に考えられるとすれば、そのとき、指定管理の選考基準の中にそういう配分を盛り込むというようなことはできますよね。

今の段階、これ、丸を勘定したら、総合でいったら、ここの丸の数、4つですね。これをもっとさらに点数化するみたいな感じですかね。

○長瀬委員

そうですね、はい。今、抽象的な表現の上に丸1つが来ると、それだけでぐっと来てしまうので、直営と業務委託と指定管理者制度で、例えば10点満点で評価しましょうと、ここは3点、3点で、ここが8点ぐらいの差をつけたいのに、結局、1個丸が行ったらそこに全部行ってしまおうと。4点、4点、5点ぐらいの差なのに1つ行ってしまおうということで、その差以上の動きが出てしまうので、点数で評価して、その点数の幅の中ですると、ある程度、妥当な結果が出てくるんじゃないかと。各委員が思った、例えば、サービスの質に関しては大差ないというような話の流れで来ているので、直営も業務委託も指定管理者も同じぐらいの点数かなと思っている人がほとんどなのに、だれか委員が1人だけ指定管理者につけたら、その瞬間にがばっとそこに流れてしまうというか、そういうことになってしまうので、点数配分にすると、直営と業務委託と指定管理者制度で、例えば10点満点で評価しましょうと、直営を8点、業務委託を8点で、指定管理者を9点で評価しましたと。そういう微妙な差の表現ができると。これが、○×△みたいな形になると、指定管理者だけがぽっと選ばれて、指定管理者があたかも最高のもののような形になってしまうので、考えている差以上の動きというか、点数の差が出てしまうので、その辺のところ、点数評価という形である程度幅を持たせた中で各委員がしていくと。そうすると、妥当な、それぞれが思っている思いがきれいな形で出てきた評価になるんじゃないかと。今の状態でいくと、多くの委員は、多分、サービスの質に関してはどれでいっても一緒じゃないかなと思っている、運営の仕方によっては指定管理者がよくなるのかなというぐらいの感じかもしれないですけども、その辺のところがそれ以上の差が出てしまっているんじゃないかなということがあるので、点数の中で幅を持たせて評価するというほうがいいんじゃないかなと。

○榎村座長

どうでしょうかね。はい、どうぞ。

○向山委員

私の考えでは、全体的な構成としては、4項と5項を切り離してはいかんと思うんですよ。むしろ、この4項のメリット・デメリットというのが、こっちの5項で点数をつけるにしろ丸をつけるにしろ、その理由にならないといけないと思うので、その間に何か評価の基準みたいなものを入れてしまうと、ちょっと何かそこがばらばらになるのかという感覚はあります。

第1項からの流れで言うと、第1項で現状を把握して、それを分析して3項のこういう課題がありますというところに来るわけですね。そしたら、その後に、あるべき姿というか、目指すべきところはここだというのがあって、したがって評価の基準はこうですよというのが、まず来ると思うんです。それをこの会議の大テーマである運営形態というところに落とし込んでいこうと思えば、直営、業務委託、指定管理という3つがあるわけですから、それを比較しながら評価をするというところで、4項、5項に来ると思うんです。

5項の表は、これはいろいろ皆さんのご意見があるところだと思うんですけども、そもそもやっぱりこれは1つ1つの項目の重みが一緒じゃないと、合計点というか、合計は出せないものだと思いますので、どうして安定性は1点しかないのに経済性は2点あるんだみたいなことになっていますので、そこの評価を全く同じ重みの項目をずっと並べられるのかというのが、ちょっとやっぱり私はそこまで厳密なものではないんじゃないかと実際思うんです。どの制度にもメリット・デメリットがあって、デメリットが必ずどれにもあるんですよね。点数が多いからといってデメリットが無視できるものではないので、どれかを選んだときに、結局そのデメリットをどうやってフォローするかというところまでこれの提言には入れないといけないと思うんです。

だから、最後の結論として、例えば、この形態が一番適切だと考えるという結論を出した後、こういうデメリットがあるけども、そこはこういう方法でフォローをすべきだということまで入れないとほったらかしになっちゃうので、そこまで入れるべきだと思います。だから、今で言うと、3項の後に、こういう課題があるんだから、こういうところを目指すべきだというのがまずそもそもあって、それは、運営形態云々ではなくて、こういう斎場でこういうサービスを受けれるのが一番市民にとっていいでしょうということをまず現状からかんがみた大きな理想といったらあれですけど、そこを打ち立てるべきなんだろうと思うんで。

○槇村座長

そうすると、6の「斎場運営形態のあり方について（まとめ）」と書いてありますけれども、こういうことが必要ですよと、理想形かどうかはあれですけども、目指すべきところはこういうサービスレベルが必要だといういろいろ書いてありますよね、災害時も対応が必要ですよと。これをだから4の前に、3の課題整理で細かく書いて、かなり細かく書いてありますよね。これを少し、課題、柱整理すると、この10ページのこういうようなことが必要ですよと。これをどういう運営形態でできるかどうかということを見ると、4のような直営、業務委託、指定管理者制度があって、こういう方向で行けばこういうメリット・デメリットがありますよと。

それを評価すれば、6のような項目でこういう評価ができますよ。最後のところは、だから、どういう運営形態がいいのかというのは10ページのところに書いて、だけど、それにはこういうデメリットがあるから、こういう課題についてはこういうことを考えていく必要がありますよというようなことを書くかですね、流れとして。何となく、8と9の、4と5の、ひっついてるんだけど、ぱっと見たとき、ここのつながりがわかりにくいなと思います。

○長瀬委員

今の10ページのあり方についての確保すべきサービスレベルとか安定性・公平性とのバランスのことについて、メリット・デメリットの中に入っていないかなと思うんですよ。だから、こういう観点が大事ですよと言っているその観点について、メリット・デメリットの中にほんとうは入ってくるはずなのに、それが入ってきていないので、つながりの悪さが出てしまうという。4番の運営形態別のメリット・デメリットの中に入れる項目もある程度連動してくるという関係にないと、つながりが悪くなるのかなと思います。

○槇村座長

とてもややこしい作業になるんですよね。メリットとデメリットの中に、私たちが考える目指すべきものについて、どういうメリットがあるか、デメリットがあるかと、細かく分けるということになるんですね。これは非常に抽象的に一般化してデメリットとメリットが書いてあるんですけども、これをもうちょっと細かく書いていくということになりますか。例えば大規模災害時の対応についてだと、直営のところの緊急時対応が確保しやすいということが書いてあったり、これを逆に、大規模災害については業務委託はちょっと難しいとか、そういう話として、同じ列で書いていくか。さらに複雑になる。

○長瀬委員

ここは……。

○槇村座長

一般的で置いておいて……。はい、どうぞ。

○脇田委員

5番の課題と評価については、先ほど長瀬委員がおっしゃったように、もう少し丁寧に書いていくべきだと思うんですね。そこを丁寧に書いていくことによって、先ほど座長がおっしゃったように、4番のメリット・デメリットがもう少し細分化、5と連動した形で出されるんじゃないかなとは思っています。私自身も、やっぱり、個別の評価については、丸1つだけど、例えば直営をちょっとこの努力をすれば同じになるのになとか、そういう部分があるので、や

はりそこまでを出しておいたほうが、最終的にこういう運営形態が望ましいですよということを提言した後で、先ほど向山委員がその場合はこういうデメリットがありますということも書いたほうがいいと。そのデメリットをどうすれば克服できるのかというのも、やはり5の部分の皆さんの意見をもう少し細かく出していくと出てくるんじゃないかなと思います。

○槇村座長

はい、どうぞ。

○長瀬委員

それと、ちょっとメールで送らせてもらったものの中にも入れていたんですけれども、私自身は、最終、今回の運営形態検討会議の中で答えをある程度は出すべきだと思っているんですけども、一方で、その運営形態だけで全部占めなさいと、それが最終の答えですよということよりは、併存する形をとりながら、ほんとうにそれがよかったのか悪かったのか検討をしていくということも1つの道じゃないかなと考えているんですね。

それが、こういう点数評価をする中で、例えば点数を出したときに79対80というような微妙な点数の差であったときに、指定管理者のほうが悪かったですよという結論に仮になったとして、だけど、直営も点数上負けていないと、ほとんど変わらないじゃないかと、だから直営も残しながら検討してくださいというような形の流れも、そういう点数の差であれば出てくるのかなと。それが30対80とか、明らかに差が出れば、そんな必要はない、指定管理者だけにすればいいということも見えてくると思うので、点数である程度の微妙な差が出てくるような形の評価のほうがいいのかなとは思いますが。

○槇村座長

市の事務局としてはお答えにくい。この流れの中で、点数というのは非常に難しいですかね。それぞれにメリットもデメリットもあって、メリットの多いところにやはり方向として行くんだろうと思いますが、ただ、私自身思うのは、サービスをあまり変わらないというご意見がアンケートであったでしょう。ただ、小林と佃だけを業務委託してそう見えるだけですから、全部やったわけじゃないので、ほんとうにそう言えるかどうかってわからないんじゃないかなと思うんですね。佃は特に小さいですし、すごく最新鋭のところ、大規模でやったわけでもないですね、この間は。だから、佃と小林の場合はそんなに差がないように、例えばあの業者と直営では見えたというだけですので、これは必ずしも同じかどうかというのはわからないので、そこだけで評価するのも難しいかなとちょっと思ったんですけれども。だから、一挙に行くと、ほんとうにそれがいいかどうか、デメリットもメリットもあると。

だから、私は、個人的には、当面ですよ、当面を何年と考えるかというのはあれですけど、ほんとうの1年か2年ぐらい併存して、そのデメリット・メリットをほんとうに事細かく検討して、もし指定管理という方向が大きな方向としてあるならば、それに向けて検討したことを例えば選考基準に入れていくとか、非常にデメリットを少なくするようにそこに課題を解決するために入れていくということをしたほうがいいのではないかなと。今もう業務委託だけではなかなかわからないかなと思ったり、指定管理もどうなのかわからないし。特に中期的なことについては、それだけでは解決しないかもしれませんよね。そこはどうするんだろうなと思うんですね。どういう運営形態がいいかという例えばどこかの方向に決まったときに、中期的な課題については、じゃ、それがどうできるのかというのは、なかなかこれでは見えにくい問題が多いのです。本来的には、市としてはどう中長期的に考えられるかというのがあって、指定管理というのは受けられるだけですから、そこは、当面、指定管理で受けられるかもしれませんが、そこだけで解決する課題ばかりじゃないですよ。

中期的な問題というのは、まとめとか、どう入れたらいいのかなと思うのですけども。当面はこういう運営形態がいいんじゃないですかみたいなことは入れるとしても、中長期的なことは、それも入れておかないとどうだろうかと。その辺については、例えば10ページのところにいろいろ文章化して、当面はこういう運営形態でいく、だけど中長期的にはこういう課題が残りますよとか、こういう運営形態にしても、デメリットとしてはこういう課題があるので、これは今後どうしたらいいというようなことを入れていくのかとか、どうですかね、向山さん。

○向山委員

私が事務局にメールで送らせてもらった回答では、課題を当面と中長期に分けるのは、あまり私はしたくないと申し上げたんです。課題である以上は、当面なのであって、差し迫っているものであってね。施設の更新ということになってくると、長期的なことになりますので、特にやっぱり長期にわたることは別で書くとしても、当面と中長期って最初から分けてしまうのはちょっとやっぱり違和感があるなということは申し上げたんですよ。

結局、この運営形態をどうするかというのは、今からすぐにでも走り始める問題なので、結局ここで言う当面の課題に対応してくると思うんです。業務委託をするにしても、指定管理をするにしても、1回始めたらやめられないと思うんじゃないくて、やってやめてもいいわけですから、やっぱり当面課題と対応したあるべき姿において選択をするということになるのかなと、ちょっとまとまりがないですけども。私の考えでは、長期的な課題というのは、やっぱり施設の更新のところに係ってくることが多いだろうと思っているので、その更新のときに、さ

らにそのときの問題に応じた運営形態の変更があり得るのかなという、そんな感覚ですけどね、はい。ちょっと済みません、まとまらなくて。

○槇村座長

はい、どうぞ。

○長瀬委員

そういう見方で3番の項目別課題整理のところの中長期課題を見ていくと、施設については別枠で考えますよと、運営形態の結論ですという、サービスのあり方と業務の効率性と改善についてというところだけに着目したときに、業務の効率性と改善についての、一番の上のデータに関しては上のほうに行くということになって、業務の効率性に関して言えば、その次の※5というのは設備のことなので、これはとってしまおうと。それと、長期的な課題にPFIとか民間資金の活用という観点だけが残ってきますよと。

左側のサービスのあり方についてというところでいくと、市民の多様なニーズにこたえられるというのは上でも書かれているので、これをとってしまおうと。人の教育とか専門性とか、この辺のところも上に書いてあるので、これをとってしまおうということにすると、身近な区役所で一括して行えるということだけが残ってくると。これも中長期なのか早い段階でできることなのか分かりませんが、残ってくる項目としては、ほとんど少ない、限られていることになるので、それをあえて分けるのか分けないのかというような次元の話になると思います。

○槇村座長

施設のあり方についての中長期で、上に上げられるようなところがありますか。ロスト方式とかだったら、やっぱり、設備の更新のときでないと、ちょっと難しいですね。それから、この新たな大都市制度の府下近隣都市とか、これは今、渦中にあるかと思うんですが、これはどうしましょう。中期ぐらいですかね。これは置いておきますか。この中で、上に持っていけそうな……。ほんとうは、結構、当面の課題っぽいのがあるんですね、今、無縁仏もどんどん増えているので、棚がいっぱいになったらどうしようという話とか、ありますよね。

中長期ってどれぐらいをイメージされていますか、10年ぐらい、5年ぐらいとか。5年ぐらい以内でできるんだったら、当面かもしれないですね。施設なんかはとても難しいですね。はい、どうぞ。

○脇田委員

私のちょっと感じているところでは、当面というか、すべて現状出されている課題だと思うんですね。さっき向山委員がおっしゃったように、当面と中長期に分ける意味がちょっとわ

からないというところと、あと、業務の効率性と改善についての一番下の施設の老朽化とか、あと、施設のあり方の新たな大都市制度も入れた連携とか、ある意味、調整によるというか、流動的な部分があって、経過を見ていかないとちょっとわからない部分とかもあるので、ほとんどが現状の課題であって、あとは、どうやっていくかによって、また情勢によって、ずっと見ていかないといけない課題なのかなとは思いますが。

あと、コストの面に関しても、例えば施設のあり方の小林・佃に関して、経済性・効率性というところがあると思うんですが、もちろん、施設の維持管理費という部分は、古ければ古いほどどんどんかかってくると思うんですが、コストの部分で言うと、また人件費とかも変わってくると思うんですね。最近のニュースなんかでも、やはり技能職の方の給与カットとか、いろんな仕組みが変わってきていますし、あと、技能職の方だけをカットしても、行政職の方の人件費って高いですので、例えばそこがもっとシステムが一元化されたり、あとは、技能職の方で、例えば事業担当主事補とか、いろんな形を変えて、役割を変えていくことができれば、その人件費というのも落とすことはできると思うんですね。だから、その部分では、今いろんなことが動いている中でやっぱり見ていけば、経済性という部分で、直営もありという話もひょっとしたら出てくるんじゃないかなとは思いますが。すべてとは思いませんけれども、やっぱり、直営と指定管理者を並行でやってみて、サービスについても比較していくというがあるので、ほとんどが現状の課題として整理できるのではないかなと思います。

○横村座長

どうでしょうね。一応きょうはあらかじめ最終的なまとめをしたいなと思ってまして、6ページ、7ページはいただいたご意見を大体ざっと整理して入れただけなので、今いろんなご意見をいただいたので、少し整理して、なるだけ当面の課題というところに入れ込むと。施設とかそんなのは、やっぱり建てかえとかそういうときでないときでたりしないようなものは中長期に残さざるを得ないものもあるということで1つ整理して、5のところをどう重みづけるかということがちょっと残るかと思うんですが、それは何割かみたいなものにするのか、この丸がついてあるところをもう少し記述でやるかとか。

○向山委員

5のところは、文章式のほうがいいのではないかなと思いますね。抽象的に、例えばサービスの質でどれがいいかということは、やっぱり一概にはちょっと言いにくいだろうと思います。実際どの業者が受けるかということにもよるでしょうし、この斎場の業務ということになると、例えば指定管理者になった業者がものすごくサービスをよくしたからといって、利用者

が増えるということではないですから、そういうサービス向上のモチベーションがおのずから出るというものではないと思うんですよね。それを考えると、この3つの形態で果たしてどれが一番いいと丸をつけられるか、数字でつけるにしても、点数で差をつけられるかというのは、ちょっとやっぱり困難が伴うのかなという感じで、そうすると、やっぱり文章式のほうが正確なんじゃないかと。

○槇村座長

はい、どうぞ。

○長瀬委員

難しい、サービスの質のところなんかは、実際に当てはめたときにどうなのかというときに、ほんとうに点数の差をつけられるのかというと、つけられないと思う。僕の中でなかなかつけられない。5点満点になったときに、全部5、5、5とつけて意味があるのかということもあるんですけど、それも1つの答えなのかなという感じはするんですね。基準を決めたとして、それが正しいのかということはあるんですけども、1つ、安定性も経済性もサービスの質も公平性も同じウエイトでやりましょうということだったらそれでもいいし、それを5段階評価で点数評価にしましょうとなったら、5、5、5という評価をつけると、4、4、5だったら1点差しかないというレベルの、そういうものでもいいのかなと。今出てきているやつが○×△の中でちょっと偏っているような感じがするので、そういう面の5人の意見の相違がうまく出るのかなとは思うんですけどね。

○槇村座長

これ、丸がかいてある、何人がそれをしたというか、これはわからないね。4人の委員ですか。

○中野係長

事務局では把握しております。

○槇村座長

事務局では把握されているんですけど、1人が丸を打ったら丸なのか、4人が全部丸を打ったら丸なのかというのもちょっとわからないですね。5人の評価ですよ、これ。

○中野係長

済みません、事前に、この形態別の課題・評価ということで、委員さんのほうに、3点が適している、どちらとも言えないが2点、適さないというのが1点ということで、皆様に評価していただいています。その中で、丸印をつけておりますのは、皆さんの一番点数の高かった

ところを丸にしております、例えば運営コストの削減効果というところについては業務委託と指定管理を2つ丸つけているんですけども、これであれば同点であったといったところでございますので、2つに丸をつけております。

○槇村座長

皆さんの合計が同点だったということですか。

○中野係長

そうです。

○長瀬委員

その点数の合計をここに持ってくるという形で総合計で点数を評価したら、どんな感じになるんですか。今、指定管理者と直営との差というのは、点数合計で言うとすごく開きがあるんですけどね。

○向山委員

つまり丸がついていないところが死に点になるわけですね。

○槇村座長

そうそう。

○中野係長

例えば、合計でいきますと、直営が115点……。

○向山委員

105点満点じゃないですか。

○槇村座長

4人ですかね。松井委員さんはご病気だから、4人の点数ですかね。

例えば、これは指定管理で点数を書いてやるというんじゃなくて、一応そういう方法をやった結果こうだということであるので、あまりこの表の点数というのは意味がないわけですよ。5点表記にするか3点表記にするのか違いますから、いろいろ選考基準がコンペみたいにあつて、点数評価する、例えば後ろに資料でもいいですから、点数が問題というより、このところが一番多かったということの評価がここで欲しいわけですよ。そんなことを文章化、少し書いて、一番優位性があるのはこうだったということにしておかないと、この丸がどうしてついたのかというのもわからないので、何点というんじゃなくて、そういう意味合いのことを書いて、だから、これを見ると白地のところはゼロかみたいに見えてしまうので、そこが全く評価されていないじゃなくて、どれぐらいの評価の差があるかということですよ、今おっし

やっているのはね。

○中野係長

直営が63点で、業務委託は58、指定管理が64点。

○槇村座長

総合計ですよ。そしたら、そんなに差がないという話になるんですけども、それも、あまりこの点数に……。これ、変な話で、テストと一緒に、何点配分するかによってもものすごく変わったりするんですよ。だから、点数が何点かというのが問題ではなくて、比較優位の話でしょう。だから、その辺は文章化してやったほうがいいんじゃないですかね。100点満点が50点満点かなんかによって全く違うんですよ。それが60で可になったり不可になったり。いや、ほんとう、これが一番難しいんですよ、点数配分をするのが。余談ですけど。

だから、何点というよりは、比較優位だということを言って、そんなに差異はないと言っていいのかわからないですけど、その合計はそうかもしれないけど、それぞれに何点か違いますよね。だから、物によって、これを100点とっててもこっちが0点だったら、それはだめだろうという考え方もあるわけですよ。やっぱりすべての項目についてある程度評価できる点数をとっていないとだめというのもあるでしょう。1個だけ100点だけどこれは全くゼロというの、それは問題なわけですから、総合計だけの話ではないので、その辺は、指定管理なんかやるときは、多分、細かい項目で点数をつけていくのでわかりますが、今回はちょっとばくっとしたところで比較優位性を見たということですよ。だから、これ、文章化したほうがいいんじゃないですかね、何点の表記というよりか。

○脇田委員

文章化するときに、例えば、リスク対応のところで大規模災害時の緊急対応のところに関しては、もちろん直営が一番いいんですけども、ただ、指定管理者なんかでも、条件によって、企業によって大分違うと思うんですね。例えば東北の震災のときに民間の企業があれだけいろんなことをされたというの、ああいう企業がたくさんいるのであれば、もちろんもっと丸がつくと思うんですね。ただ、現実考えたら、ああいう会社というのが果たしてどれだけいるかというと、かなり少ないですよ。そう考えると、やっぱり直営なのかなとなってしまう。だから、その辺のこともやはりちょっと入れておいたほうがいいと思います。こういうことになれば、当然もっと優位性は増すとか。

○槇村座長

そうですね。例えば業務委託にしても指定管理にしても、契約のときにそういう条項を入

れておくということもできるとも思うんですけどね、直営ばかりではなくて。さっきおっしゃったように、こういう運営形態のあり方についてこういう方向がいいんじゃないかと書いて、でも、それはやっぱりこういうデメリットも考えられるということであれば、そこはきっちりと記述しておくとか、フォローをしておくということも考えられますね。

不確定要素が多いし、でも、お聞きしていると、課題整理のところでは、皆さんの意見を書いていただけたけれども、これ、当面と中長期に分けていますけれども、やはりやるべきことは当面の課題としてかなり上に上げて、施設関係とかその辺のことはすぐにはできないので、それは幾つか中期で残るだろうと。4番の目指すべきところでは、一般論ではこう言えるだろうが、それと勘案して、運営形態の課題・評価については、比較優位ということを見ると幾分差があるというようなことを書いて、結局、目指すべきものとして、6番、10ページに挙げられているものは、この課題整理の後、入れたほうがいいですかね。最後のまとめは、やっぱりこういう方向が考えられるであろうという運営形態についてやっぱり書かないと、答えが出てきませんよね。どうでしょうか、こういうまとめだけでよろしいでしょうかね。こういうのが理想として必要ですよと書いて、矢印で何かまとめを書いて、こういう方向ですよということを書かないと方向が見えないですよ。どうぞ、はい。

○長瀬委員

仮に、今、この運営形態、5番のこれを文章化するとすれば、今言っているまとめで挙げる文章と重複してくるといえるのか、同じことを書く感じになるのかという。

○向山委員

済みません、ちょっと今そもそもの問題なんですけど、斎場運営形態ということで最後に結論を書くときに、それは直営なのか業務委託なのか指定管理なのかという、その選択の問題ですか。それとも、もっとほかの施設のあり方ということも含めてのことになるんですかね。それによって違うと思うんですけどね。

○榎村座長

その辺は、事務局はいかがでしょうか。

○玉井局長

今回お願いしている内容で言えば、基本的にやはり斎場運営形態がどうあるべきかということになってくるかなと。それをやっぱりメインでいろんな角度から評価をし、一定のご判断をいただいた内容をお書きいただくというのが、我々、お願いをしている趣旨になってきます。先ほどの、いわゆる、当面、中長期をどう見るかというのはあるんですけども、簡単に言え

ば、例えば業務委託で言えば、単年度ごとに業者が変わるというのはよくないので、基本的に業務委託で言えばやっぱり2ないし3年ぐらいの契約、指定管理で言えば、大体、今、大阪府は4年ぐらいでやっていますので、この当面というのは、やっぱり三、四年ぐらいで見て推し量っていただければどうかなと思うんですけれども。

先ほどちょっと基本的に整理いただきましたように、中期、長期で言えば、やはりほとんど施設のあり方が中長期のほうへ入ってくるのかなと。古いと言われていても小林にしても、まだ現実的には数年もちますので、しかも、これ、結論を言ってしまうとあれですけども、大阪府の財政状況を考えますと、なかなかこの10年以内に、大きな施設設備の改修なり大型改修なり、ましてや改築ができるかといったら、非常に難しゅうございますので、そういう意味では、火葬時間の短縮につながるロスト方式ですとか、別個に収骨室を設けるとか、遺体保冷施設を設けるといのは、まさに施設の老朽化再整備と合わせるから、やっぱり10年後ぐらいのめどかなと。そういう大きな施設のさわり方をするときは、後にありますけれども、いわゆるPFIという、いわゆる民間資金の投入をする、そういう方式のことまで連動して考える。

10年後の施設のあり方を考えるときには、ましてや先ほどの平成51年がまさにいわゆる火葬のピークになるという、今では、よっぽど夜通し火葬しないと賄えないだろうということですから、次に施設を整備するときについては、平成51年のそういういわゆるピークをどう見込むかということまで、そのあたりがちょっと中長期のほうになってくるのかなと。

だから、先ほど整理いただきましたように、ほとんど当面の課題、特に三、四年と私申し上げましたが、それで言えば確実に解決していないといけないかなと思います。

したがって、ご質問にある結論で言えば、先ほどどなたか委員ご発言いただきましたように、やっぱり運営形態のあるべき最終結論、そのときに、デメリットなりリスクなり考えるところをどうクリアするかということと、別個に、そういう施設整備の将来像というのはこの中に追記でお示しをいただくということは、多いに我々は歓迎することかなと、整理としてはそういう格好かなと思っているんですけれどもね。

したがって、この6、7ページにあるものについては、表記を工夫して、ほぼ当面の課題のほうへ含めて、将来的にはごく絞らせていただこうかなということで、8ページのところは一般論ですから、これはあまり書きかえのしようがないかなと思うんですけれども、9ページについては、比較優位ということを持ち込んで、文章化をできる範囲は一度我々事務局のほうでまた文章整理を考えてみたいなど。10ページも、確保すべきサービスレベル、2つ目の経済性と

安定性、4つ目の大規模災害時の対応というのは先ほどの当面の課題とリンクしてきますので、これは、例えばご指摘今いただいていますように、3の項目別課題整理の後へまずこれはどう考えるべしというのを入れさせていただいたら、このまとめとしては、流れはできるかなと今お聞きして思いましたので、一度また委員の先生方とご相談もしながら、我々のほうでもちょっと文章整理も含めて進めさせていただこうかなと思うんですけれども。

○槇村座長

多分、ほかの先生方が思っておられるのは、直営、業務委託、指定管理者制度と、こういう運営形態を比較したりしていますよね。そういう文言をこのところにどう入れるかということでしょう。

○玉井局長

そうですね。それが5つ全部なのか、おっしゃっているように併存という方式がベターであれば、当然そういう結論もあると思うんですけれども、そこまで我々はああしてください、こうしてくださいというのは……。だから、言い出すとちょっときりがありませんので。

○槇村座長

そうですね。だから、まず、指定管理だったら、今、三、四年ですから、当面という含みで考えると、三、四年以内にはこういう形態が方向としては望ましいんじゃないかと。それについてはいろいろ課題があるから、現状、併存しながら、よくわからないから、この三、四年以内に、併存しながら具体的に検討……。いったら、これ、4ページのは一般論ですから、大阪で具体的にやった場合、どういう状況が出てくるかわからないので、それを見きわめて次のほうに移行すべきというか、移行する方向で考えたほうがいいじゃないかということを書いて、それで、将来について、追記として、長期的な課題、非常に大きな社会状況の変化に応じて、平成51年がピークということでもありますから、施設的な長期的な課題も含めて、将来という不安も含めて、こういうことは検討すべきだというような、こんな感じですかね。

○玉井局長

済みません、勝手な私のイメージでしゃべってしまって、申しわけないんですけれども。

○槇村座長

当面の課題を三、四年に限定すると、そこでもっともっと議論をして、具体的に、例えば指定管理移行についても、以前からご指摘が出ているように、コストだけではなくて、こういう基準の選定に当たっては、やはり非常に配慮すべきだとか、そういうことももちろん書かないと、すべてがいいということではないですので、さっきの点数から見ても。だから、そうい

うことも書いておくというようなことですかね。ちょっと復習をしますと、6ページの課題整理のところでは、当面と中長期がありますけれども、なるだけ、三、四年というのを当面だと考えると、上のほうに入れ込んで、施設・設備関係には長期的なところ、そういうことを表の整理をしながら、10ページのところのあり方については、確保すべきサービスレベル、経済性と安全性、公平性とのバランス、それから大規模災害時の対応についてということ言えば、こういうことをあり方としてすべきだと書いて、それで、最後のあり方のまとめについては、それこそ併存しながら早い段階でそれぞれ検討して、指定管理の方向に移行と言っていいんですか。移行したほうがいいと……。

○長瀬委員

それは僕も……。皆さんどうなのかというのが。

○槇村座長

さっきの点数評価でいくと、そうなるんですよね。でも、点数評価もそんなにすごい大きな差があるとも言えない状況なので、その点についてはデメリットも考えられるので、それがこういうことに配慮してくださいということを書いて、長期的な問題も入れ込んでくると。さっきの長期的な課題で出ていた設備の更新の問題とか、佃と小林斎場の問題とか、それからPFIの問題とか、それから、一番ピークになる平成51年ぐらいの、今の炉では賄えないという大きな推移というのが必ず出てくるので、そういう施設更新とあわせて、そういうことも、将来、早急と言ったらいいのか、10年後ぐらいだったら早くしないと、今、何年でしたか、平成24年、もうちょっとしばらくありますか、これから検討していくべきだとか、そういう感じのまとめ方でよろしいですかね。

○長瀬委員

今、方向としては、5番の運営形態別の課題評価についてのところを文章にしていこうということになっているので、アンケートでお返ししたやつは点数だけしか書いていないというんだったら、点数しか書いていないものを文章に置き直すって難しいと思うんですよ。だから、各委員が、それぞれ、なぜそこにそういう点数配分をしたかということを経由つけたやつを送りすると。そしたら加工しやすいんじゃないかということだと思うんですけど、どうですか。

○槇村座長

そうですね、はい。文章化しやすいように、点数だけではなくて、意味づけも含めて事務局にお送りするということですか。

やっぱり結構簡潔にしてあるので、十分検討したことが行間で読み取っていただければよろ

しいんですけども、表だけでは、ぱっと見た場合わからないので、表があって、次、簡単なまとめがあるというほうがいいですね。この表全体から何が言えるかということが文章化されているということによろしいですね。

そういたしましたら、どうでしょうか、この後のことですが……。

○金箱課長

済みません、きょうのとりあえず確認を事務局のほうでさせて頂いてもよろしいですか。

○槇村座長

はい。

○金箱課長

きょうの案につきまして、1ページの「はじめに」というのは、おおむねこの形で進めさせていただくというご意見かと。2ページ、3ページにつきましては、いかがでしょうか、座長からは、いきなり現状というので何か文章が飛んでいるというところのご指摘もあったので、例えば昭和43年というのは、沿革というのを書かせていただいた上で、現状、平成23年ですとか、今現在、何カ所があってどういうことをやっているか、そういう形でちょっと修正をするというのもありかなと。

○槇村座長

私は、災害時のことについてここにはないので、阪神の震災のときか東日本震災のことを入れば後に続くとちょっと思った、それだけなんです、入れたらいいなと思うのは。

○金箱課長

それで、どうさせていただければいいかという点はいかがでしょうか。阪神大震災だけ加えるということでもいいのでしょうか。

○槇村座長

はい。

○脇田委員

さっき戻れなかったんですけど、震災のことと、あと、お金のことも、コストのことも、当然、経費削減というのがありきなんですけれども、現状どれぐらい赤字があって、どれぐらいこれからかかる、そういう見込みがあるからコスト削減をしていかないといけないという、その部分の補足があってもいいのかなと思うんですが。

○槇村座長

それはどうですか。平成23年度に、効率的な事業運営を行い、斎場運営経費の削減を図ると

ともに、こういう業務委託をしたと書いてあるんですが、その前に経費の現状を書くということですか。

○脇田委員

はい。

○槇村座長

それはどうですか。

○金箱課長

削減の効果というのは書けると思いますけども、どの程度までそれがイメージを、例えば決算みたいなことをやるのかというのが、ちょっと、済みません、教えていただけたら。

○脇田委員

そんなに細かいのではなくて、現状、毎年赤字がどれぐらい出ているとか、あと、今後、ざっくり見ても必要維持管理費がこれぐらいかかるとか、ざっくりしたものでいいから。

○渡邊代理

考え方ですけども、斎場の使用料をどう考えるかなんですよ。例えば、市民の方に税金をいただいているので、福祉的な見地もあるということで、現状1万円いただいているんですけども、市外の方は6万円、これは実際の経費でいただいているということであれば、実際、5万円までいかないとしても、5万円の赤字ということになるんですけども、そこを赤字と考えるか、これは行政として必要な施策である、事業であるということで現状1万円いただいているということで考えると、それを赤字と考えるのか。ですから、単純に言えば、収入から支出を引けば、黒なのか赤なのかというのは出るかと思うんですけども、そこをどう考えるかだと思うんですけども。

○脇田委員

表現として赤字と書くかどうかというのは別として、実質やっぱ利用者が払っているものだけでは当然おさまらないわけで、行政としてかなり負担をしている部分、あるじゃないですか。それがどこから出るかというと、結局、市民のいわゆる税金であったりそういうものから歳出できるんですけども、現状を考えたときに、市民の税金滞納であったりとか、いろんな部分でかなり大阪市の財政として厳しい状況があるので、そこもやっぱりある意味知らしめたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。今後、費用負担がどれぐらい、ひょっとして金額は変わるかもしれないけれども、こういう現状で、実際もたないんですよということも知らしめたほうがいいかなとちょっと思ったんですけど、それはちょっと言い過ぎでしょうか。

○槇村座長

難しいですね。無料の市もあるんですよ。必要なものをコストに見合うものだけ取っているかどうかと言われると、そうとも言えないんですよ、今の福祉的見地から無料だという市もあれば、民間だったらもちろん高いところも、東京なんかは特別ですけども、これは赤字だという話から始まりましたっけ。

○青野部長

経費、財源のほうをちょっと脇田先生がおっしゃっていました。過去に、どのぐらいの経費がかかっているかという既に出ている資料で、そのうち火葬料でいただいている分が財源構成になりますよと、それが税金でどれだけもらっている、そういう現状については記載させていただけるかと思います。それと、委託前に比べて委託後はどれだけの効果、税金の投入削減、効果がどれぐらいあったか。このぐらいのことは書けると思いますし、そういうことを書いておけば、きっと、指定管理者制度なので、料金設定も受託者の方が今後お考えいただくことの参考にもなるかと思いますし。

○槇村座長

ああ、そうですか。それは事実として書くことができるということですね。じゃ、この業務委託をするという前にそれを入れていただいたらこれがわかりますよね。

○向山委員

ちなみに、その1項の現状のところで、特に沿革として別にくくり出していただく必要はないと思います。

○青野部長

ありがとうございました。

○槇村座長

じゃ、今の書ける範囲で書いていただくということで。

○金箱課長

済みません、4ページ、5ページの「検討経過について」というのは、この表現で特にご議論がなかったかと思っているんですけど、それでよろしいでしょうか。

○槇村座長

はい。

○金箱課長

それから、6ページ、7ページの3の項目別課題についてということなんですけども、こ

れは、先ほどおっしゃられたように、当面の課題というところにできるだけ関係するところは集約するということでご意見をいただいたと思うんですけども、表現も、そういう「検討」というのを外すと。形としてはこういう表でよろしいでしょうか。先ほど、私どもが申しました最後の10ページの確保すべきサービスレベルとかについて、そこの課題と、その後に、こういうことがこういう考え方でという文章におそらくなっていくと思うんですが、こちらのほうは表で、次のほうは文章という形でいいんでしょうか。

○榎村座長

この表は、各委員の方々からいただいたものを整理したという表ですので、これを中心として、10ページの、先ほど言ったような、こういうことが重要だと、理想形だということを文章化すると、入れていただいたらいいと。

○金箱課長

関係するのは、サービスレベル、経済性、大規模災害時の対応について、その後に、次、文章化、こういう意見に対するのはこういう考え方でということに記載すると。

その後、8ページですけども、4の運営形態別のメリット・デメリットはこういう表で記載すると。

それから、それに対応して、この運営形態別の課題・評価については、先ほど長瀬委員からおっしゃっていただいたように、少し各委員さんのほうで文章化いただいて、それを文章として、こういう考え方だから、例で言うと、1番の安定性については直営が優位であるというので文章化するというようなことで、この9ページは変えていくと。

最後、10ページについては、斎場運営形態のあり方について、文章で、まず、こういう検討結果から、例えば具体的にどういう形態という形にするのか、先ほど座長がおっしゃったように、将来までに、その点、まず当面こういう形でやって、そこら辺から将来像へ向けてこういう点を押さえていって移行してくれというような形にするのか、最後に長期的な課題、設備、それから統廃合とか廃止とか、火葬需要の今後の問題に対応する、その対応の仕方ということを、最後に、そういう問題もあるので、そういう点も今後含めて十分検討をということで結んでいくのかというお話だったかなと思うんですけども、そういう形でちょっと今確認させていただいたんですけども、間違っていなければ幸いなんですけども、どうでしょうか。

○榎村座長

いかがですか。もし何か違っていたり抜けていたりすると、ちょっと今ご指摘いただけたらと思うんですが。

○長瀬委員

1つ、項目別課題整理について、斎場運営形態についてというところは、全体にかかわることなので、最後にというお話もちよっとしていたかと思うんですけど、そういう意味で見ていったときに、斎場運営形態で書いている項目は、大概是ほかの項目に入っているものが多くて、当面の課題の3つ目の選任条件について検討する必要があるということと、下のほうで、中長期的課題というところで、一定期間とか円滑に引き継ぎ云々ということを書いている項目ぐらいがほかにはあまりない項目なのかなと思うので、項目としては、サービスのあり方について、業務の効率性と改善についてというのがまず最初に来て、施設のあり方について、最後にその他として、その他の中に今の項目を入れるぐらいの感じのほうが、選定に関してまず一番注目するのは、このサービスのあり方と業務の効率性のところが中心になって、それを前に持ってきて、施設のあり方、その他というぐらいにして、2項目だけ残すというぐらいのほうがすっきりするのかなと思います。

あと、4番の運営形態別のメリット・デメリットの前に、こうあるべきだというようなまとめを入れるという話もあったかと思うんですけど、この5番の運営形態別の課題・評価についてというところを文章にするので、似てくるなという話のままで、結果どうするかというところが、今のお話でいくと、もう5番のところにまとめてしまおうというお話なんですけど、そのあたりどうですかね。

○槇村座長

10ページの、6、7ページの後に少し文章で入れるのは、確保すべきサービスレベル、経済性と安定性・公平性とのバランス、大規模災害時というようなことを当面の課題の後ろに入れて、それで、5の運営形態のこと云々については、いわば6ページのところの運営形態がずっとなくなるわけなんですよね。だから、そのことについて、ここに残っている今おっしゃった2つの項目を入れ込まないといけないので、最後に、そういう5ページを受けてこういう運営形態が考えられるんじゃないかと書いて……。

○向山委員

5ページ？

○槇村座長

違うか。9ページの後ですね。9ページでは、運営形態についていろいろ比較優位議論をして、文章を書いて、それで、最後のまとめのところについて、いったら9ページの段階では指定管理者制度の方向が比較優位であるなというのが出てくるわけで。じゃ、それだけで十分

かという、そうではないので、さっき6ページにありました民間活用に当たっては価格面だけでは云々というようなこととか、それから契約期限の問題とか、こういうのを少し最後のところでこういうことに配慮をしないといけないというようなことを書くということだったらいんじゃないですかね、流れとして。

○向山委員

3項と4項の間にあるべき姿を書くべきだと言ったのは私ですので、申し上げますと、今の考えでは、結論から言うと、それは不要だと思います。というのは、5項について、点数をつけるとか丸をつけるという前提でしたので、その評価項目につなげるために、何らかの文章、こういう基準を重視すべきだという説明が必要だと思ったんですけども、5項が文章式で記載するということに、今、方向なっていますので、そうすると、そのつなぎというのをわざわざ別項目を立てる必要まではないなと今は思っていますので、そこを入れていただくのは不要だということになると思います。

○槇村座長

不要でよろしいですか。

○長瀬委員

文章形にするんだったら、そのほうがすっきりするかなとは思いますがね。

○向山委員

3と4の間にはということですよ。

○槇村座長

3と4の間にそれは入れなくていいということですよ。

○向山委員

はい。もう1つ言えるのは、今、運営形態にとらわれないで、あるべき斎場の姿というのは、結局は課題の裏返しですので、同じことをやっぱり2回書くことになるかなというのがありますね。

○槇村座長

そうすると、5のところは相当きっちり書かないといけないということですよ、文章化するときに。ここが一番重要なところということになりますよ。

○脇田委員

5番のところで、1つ1つの項目を丁寧に、優位性、なぜそうなのかということを全部書き出してまとめてみると、この10ページの6の確保すべきサービスレベルとかそういうもの

が、当然つながってくると思います。

○槇村座長

私たちは運営形態のあり方をずっと検討してきて、最後、課題と評価、こういう理由でこういう評価をして、こういう結論になりましたよということで、ここの5のところで、十分な最後のまとめに当たるような文章化を行うということで、最後のほんとうのまとめのところは、ほんとうに簡単な結論と、今、追記事項みたいな、将来、ちょっと長期的なことを書くという感じになりますかね。5で云々、云々とやって、最後の6でこういう方向というのを書くと。それは、だから、短くてもいいから、まとめとして書かないとわかりませんよね。

○向山委員

そうそう。結論を出して。

○槇村座長

結論を書いて。

なかなか、きょうまとまるかなと思ったけど、まあまあ難しいけど、きょうの話の中で、大体、案という文章的には流れているかな。流れているような気がしますね。

○向山委員

はい。

○槇村座長

ただ、この表だけではなかなかぱっと見たらわからないので、この表の結果どうなんだということが、やっぱり文章化されたほうがいいですね。

そんなことに、大変ご苦勞だと思いますが、また委員の皆様方からもメールで送っていただくということになるかと思います。よろしいですか。

○金箱課長

どうもありがとうございました。

毎回ですけれども、本日の会議の会議録、資料につきまして、また委員の皆様にはご確認いただく形になります。お忙しい中よろしくお願いします。

その上で、また大阪市環境局のホームページ等で公表ということでお願いしたいと思います。

それから、先ほど、長瀬委員のほうからご提案をいただきまして、今回、座長のほうでご確認いただいた先ほどの課題の評価等につきまして、文章、ほんとうにお忙しい中申しわけありませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それをいただきまして、やはり、再度、事務局のほうでこの案をもう一度つくり直して、ま

た、次回、最終ということになると思いますけども、会議までにはやはり皆様に確認していただいた後、修正させていただいた上で、次回の会議ではご確認をいただくような形に持っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、いろいろとお願いも申しましたが、本日会議はこれで閉会とさせていただきます。どうもほんとうにありがとうございました。

市立斎場運営形態のあり方について

(案)

斎場運営形態検討会議

目 次

□ はじめに	1
□ 斎場の運営形態のあり方	
1 現状について	2
2 検討経過について	4
3 項目別課題整理について	6
4 運営形態別のメリット・デメリット	8
5 運営形態別の課題評価について	9
6 斎場運営形態のあり方について（まとめ）	10

（参考資料）

資料1	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて （昭和43年旧厚生省通知）
資料2	大阪市立斎場の配置
資料3	大阪市立斎場の概要
資料4	職員配置表
資料5	大阪市立斎場別火葬件数
資料6	時間帯別火葬件数
資料7	主な政令指定都市の斎場運営状況
資料8	府下主要都市の斎場運営状況
資料9	東京都23区内の斎場運営状況
資料10	斎場利用者アンケート調査結果
資料11	斎場運営形態検討会議開催要綱
資料12	斎場運営形態検討会議委員名簿

□ はじめに

斎場運営形態検討会議では、大阪市がより効率的な事業運営を行うことを目的に平成 23 年 10 月に小林・佃斎場における火葬業務の民間委託を実施したことから、大阪市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方について、議論を重ねてきました。

火葬は市民生活にとって必要不可欠なものであり、斎場は、単に火葬を行う場というだけでなく、ご遺族にとって最後のお別れの場であるため、火葬業務の執行にあたっては、葬儀慣習や市民感情を意識した厳粛な対応が求められます。

また、市民のライフスタイルや葬送に対する考え方の変化にともない火葬に対するニーズも多様化しているなか、斎場の経営・運営についても提供するサービスを向上させ、より柔軟で効率よく運営していくことが求められています。

斎場の経営主体については、「墓地、埋葬等に関する法律」が基本となるが、昭和 43 年の旧厚生省通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされており、地方公共団体以外で行う場合は、宗教法人または公益法人に限定され、民営の斎場は原則的に許可されないことになっています。

以上のように、斎場の経営主体は原則として地方公共団体とされていますが、その運営形態については、時代の変化とともに、業務委託、指定管理者制度の導入、PFI 制度の導入など様々な手法が取り入れられています。

このようなことから、市民の葬送に対する意識が多様化している現状を踏まえ、さらに今後の人口動態や火葬需要の動向を見据えて、市民ニーズに対応できるような施設や運営手法のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ、利用者のサービス水準向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入を含めて市立斎場運営形態のあり方について検討を行い、このたび、その結果を取りまとめたので、本書のとおり提言します。

○ 斎場の業務について

	火葬に関する業務	管理運営上必要な業務	その他施設・設備等の維持管理業務
行政職員	受付業務 使用許可業務 各種証明書発行業務 使用料等徴収業務	記録業務 定期報告業務 庶務業務 式場貸出業務	
技能職員	受入業務 火葬業務 収骨業務 火葬炉保守点検業務	清掃業務 遺体保管業務 遺骨保管業務 庁舎管理業務	作業報告業務
委託業務		警備業務 植栽剪定業務	火葬炉オーバーホール 建設設備保守管理業務

※網掛け部分について、平成 23 年 10 月より小林・佃斎場の技能職員にかかる業務を民間委託。

- 斎場利用者及び葬祭業者を対象に直営斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や利用者へのサービスの提供状況について、斎場利用者アンケート調査を平成 24 年 1 月から 2 月にかけて実施したところ、利用にあたり、どちらも、概ね「満足」との評価となり、直営と民間委託では大きな差は見られなかったが、斎場職員の対応や斎場施設に関する要望や改善すべき点についての意見があった。
- また、今後の火葬需要予測については、大阪市の火葬件数は高齢化社会を反映して、今後増加する傾向から（財）厚生統計協会発行「日本の将来推計人口」の死亡人口の推計資料を基に大阪市の推定したところ、平成 51 年には 39,700 件を超えると予測されている。

2 検討経過について

- ・斎場運営形態検討会議では、大阪市の火葬事業の現状を十分に踏まえ、それぞれの幅広い観点から、直営と民間委託を比較評価・検証するとともに、市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方についての提言を行うため、本会議を開催してきており、これまでの検討経過は、次のとおりである。

第1回：平成23年8月22日（月）

議事内容：大阪市立斎場の概要について、斎場事業の経過、葬儀習慣、斎場業務など
本市職員の業務実施状況、斎場業務の現状を把握するため、現地視察（小林・佃斎場）を実施

第2回：平成23年11月1日（火）

議事内容：検討項目の比較方法と会議の進め方を検討。
直営で実施している斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や施設活用状況、利用者へのサービスの提供状況などについて、斎場利用者及び葬祭業者に感想や意見を聴取するために行う斎場利用者アンケートの方法を検討。
委託業者の業務実施状況を把握するため、現地視察（小林・佃斎場）を実施。

第3回：平成24年2月7日（火）

議事内容：主な政令指定都市・府下主要都市及び東京都23区内における斎場運営状況について、比較検討。
斎場利用者及び葬祭業者あてアンケート集計結果について、直営と比較した事業の執行状況、事業の改善状況の有効性、施設活用状況の効率性及び利用者へのサービスの提供状況の公平性などについて、調査結果を踏まえ検討。
各委員が各自で斎場視察を実施。

平成24年3月29日（木）

堺市及び八尾市の斎場運営状況を把握するため、現地視察を実施

第4回：平成24年4月12日（木）

議事内容：主な政令指定都市の斎場運営状況について、形態別（直営・業務委託・指定管理者）の経費を比較検討。

本市斎場運営にかかる葬祭業者へのアンケート集計結果について、事業の執行状況や事業の改善状況の有効性、利用者へのサービスの提供状況の公平性や民間委託にかかる意見などについて、調査結果を踏まえ検討。

特定非営利活動法人 りすシステム並びに日本環境斎苑協会、東京博善株式会社より斎場運営にかかる意見を聴取した。

第5回：平成24年5月31日（木）

議事内容：斎場運営に関する課題について、これまでの検討結果を踏まえ委員の意見の中間とりまとめを行った。主な意見は次のとおり。

- ・委託にあたっては業務の特殊性から、価格競争だけでなく質の良いサービスの提供を検討することが重要であり、業者選定条件を検討する必要がある。
- ・競争性の確保の観点から、民間委託の規模（単位）を検討する必要がある。
- ・大規模災害発生時の対応について検討する必要がある。
- ・指定管理者制度の導入にあたっては、価格面と共に市民サービスの質を重視するような評価も必要である。

第6回：平成24年7月9日（月）

議事内容：事務局から最終とりまとめに向けて、これまでの会議での検討経過や委員の意見を中間的に整理した案を提示。

今回出された意見を合わせ、最終意見を取りまとめることとした。指定管理者制度に伴う業務範囲及び他都市における導入状況について、メリット・デメリットを比較検討。

3 項目別課題整理について(※は、複数の項目に関わる意見であり、再掲している)

項目	斎場運営形態について	施設のあり方について
当面課題	・安定的かつ適正に事業を実施できる運営形態を検討する必要がある。(※1) ・民間に委ねる範囲については、業務の効率化、利用者サービスの質を向上、大規模災害時の緊急時対応等を考慮して、検討する必要がある。(※2) ・民間活用にあたっては、価格面だけでなく、サービス水準維持向上のため委託条件(仕様書等)、指定管理者選任条件を検討する必要がある。 ・現在の運営形態においても運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施することを検討する必要がある。(※3)	・利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を検討する必要がある。(※4) (例えば、炉前での可動式パーテーション・収骨室の設置・休憩室改修) ・告別式場を場所貸しだけでなく、それ以上の利用者の立場に立ったサービスを検討する必要がある。 ・現在の運営形態においても運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施することを検討する必要がある。(※3)
中長期課題	・市民サービス向上の視点から、契約期間を単年度ではなく一定期間を設けることや業務内容など円滑に引き継ぎが行える効率的で安定的な運営方法を検討する必要がある。	・今後、斎場の建替えを実施する場合は、火葬需要の増加が予想されるなか(その後、減少することも考慮したうえで)東京で主流となっている火葬時間の短いロストル方式を採用するなど、市民ニーズに配慮するとともに、効率的に火葬を行うことができる施設改修を検討する必要がある。 ・小林、佃斎場など小規模斎場を維持管理経費など経済性・効率性の観点から、集約化または廃止も含め検討する必要がある。(※5) ・新たな大都市制度も予定をしていることから、府下の近隣都市との共同利用など、効率的な施設整備や配置を考える必要がある。 ・各斎場に遺体保冷設備を整備し、施設利用の時間的な平準化を図ることを検討する必要がある。 ・市民の葬送意識の多様化や、直送、葬儀の家族葬・少人数化などの傾向を踏まえ、市民ニーズに対応できる施設の環境を改善する必要がある。 ・今後需要の増加が予想されるなか納骨堂の併設や無縁仏への対応も検討する必要がある。

サービスのあり方について	業務の効率性と改善について
・安定的かつ適正に事業を実施できる運営形態を検討する必要がある。（※１） ・斎場は、単に火葬を行うというだけでなく、ご遺族にとって最後のお別れの場であり、市民感情を意識した厳粛な対応が求められることから、単に経済面だけでなく、いかに利用者に満足していただける質の良いサービスが提供できるかが重要である。 ・利用者に対して、丁寧でかつ公平な対応を行うことが求められており、そのための水準維持やチェック体制の充実が必要である。 さらに、利用者サービス水準を維持向上させるため、受託者から教育・研修体制や業務マニュアルを提出させるとともに、より円滑な業務の執行や監督指導のために大阪市のチェック体制を一層充実することが必要である。 ・民間に委ねる範囲については、業務の効率化、利用者サービスの質を向上、大規模災害時の緊急時対応等を考慮して、検討する必要がある。（※２） ・現在の運営形態においても運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施することを検討する必要がある。（※３）	・５斎場は施設によって、新しさ、広さなどが大きく異なっている事や時間帯によって利用率に差があり、より効率的に運営するといった観点から、均一の利用料金ではなく斎場や時間帯によって利用率をアップするために料金変更などの料金設定についても検討する必要がある。 ・近隣自治体との連携により、市民であるかを問わず、利用者が斎場利用の選択幅が広げられるような策を検討する必要がある。 ・利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を検討する必要がある。（※４） （例えば、炉前での可動式パーテーション・収骨室の設置・休憩室改修） ・施設維持管理において、要員配置や故障時の緊急時対応など施設の稼働を継続するための効率的な管理体制をより一層検討する必要がある。
・時代に応じた市民の多様なニーズ（火葬を含む葬儀全体にお金をかけられない等）に柔軟に応えられるサービスのあり方を検討することが望ましい。 ・葬送に関わる人の教育システムとして、専門性を高めて資格のようなものを国や地方自治体レベルにおいて、確立することによってサービス水準を上げることが望ましい。 ・火葬料の納付など斎場利用者の各種手続きは、利用者の利便性を考慮し、より身近な区役所等で一括して行えることを検討する必要がある。	・現在は、各斎場単位でデータ管理されているが、斎場、火葬炉の利用時間帯を総合的・一元的にデータ管理し、市域全体で利用の効率性をあげる方策を検討する必要がある。 ・小林、佃斎場など小規模斎場を維持管理経費など経済性・効率性の観点から、集約化または廃止も含め検討する必要がある。（※５） ・施設の老朽化や再整備への対応として、ＰＦＩなど民間資金の活用等を含め、大阪市の財政負担を軽減するため、より効率的な手法を検討する。

4 運営形態別のメリット・デメリット

運営形態	直 営	業務委託	指定管理者制度
大阪市の現状	瓜破・北・鶴見斎場において、大阪市が直接管理運営されている	平成 23 年 10 月から小林・佃斎場における技能職員にかかる業務を委託している	実施せず
性 格	・自治体職員による業務の執行 ・業務命令により執行する	・契約に基づく個別の事務または業務の執行委託 ・契約で定められた業務の範囲での業務執行を行う ・業務の指示は受託者に行う（現場で直接委託職員に指示することはできない）	・指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任 ・条例で定められた当該事務を受任者は自己の責任で行う ・管理権限を委任されることで柔軟な運営が行える
メリット	・運営の安定性が極めて高い ・経験年数に応じた技術・知識の継承が円滑に行われる ・大震災などの緊急時対応が確保しやすい	・経費の削減効果が高い ・業務内容に基づき実施するため、行政コントロールが効きやすい	・経費の削減効果が高い ・処分性のある「使用の許可」などが可能である ・指定管理者とリスク分担することにより、事業運営リスクが軽減できる ・民間のノウハウを活かした良質なサービスが提供できる ・複数の法人・団体による共同体（JV）により実施できる
デメリット	・効率性や経費の面で課題がある ・利用者の評価結果（アンケート）では、優位性が認められていない ・運営が硬直的で柔軟な対応が困難である	・経営破綻による事業中断などリスク管理が必要となる ・災害等予期せぬ突発的な事態における対応が困難である	・経営破綻による事業中断などリスク管理が必要となる

5 運営形態別の課題・評価について

項 目		直 営	業務委託	指定管理者制度	備考
(1) 安定性					
	安定的かつ適正な事業実施	○			
(2) 経済性					
	運営コスト削減効果		○	○	
	効率的な要員配置			○	
(3) サービスの質					
	利用者に質の良いサービスの提供			○	
	市民の多様なニーズへの柔軟な対応			○	
(4) リスク対応					
	大規模災害時などの緊急対応	○			
(5) 公平性					
	市民感情に配慮した丁寧かつ公平な対応	○			
総 合				○	

※ 各委員の意見に基づいて、最も優位性があるものを「○」としている

6 斎場運営形態のあり方について（まとめ）

- ・ 確保すべきサービスレベル
- ・ 経済性と安定性・公平性とのバランス
- ・ 社会経済状況の変化に対応した火葬（場）のあり方
- ・ 大規模災害時の対応について
- ・ 理想的な今後の日本（大阪市）の葬祭場のあり方

(参考資料)

資料 1

(43) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて

(昭和43.4.5環衛第8058号
環境衛生課長から各都道府県、各
指定都市衛生主管部局長あて通知)

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和21年9月3日付け発警第85号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和23年9月13日付け厚生省発衛第9号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもな んら変更されているものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも上記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

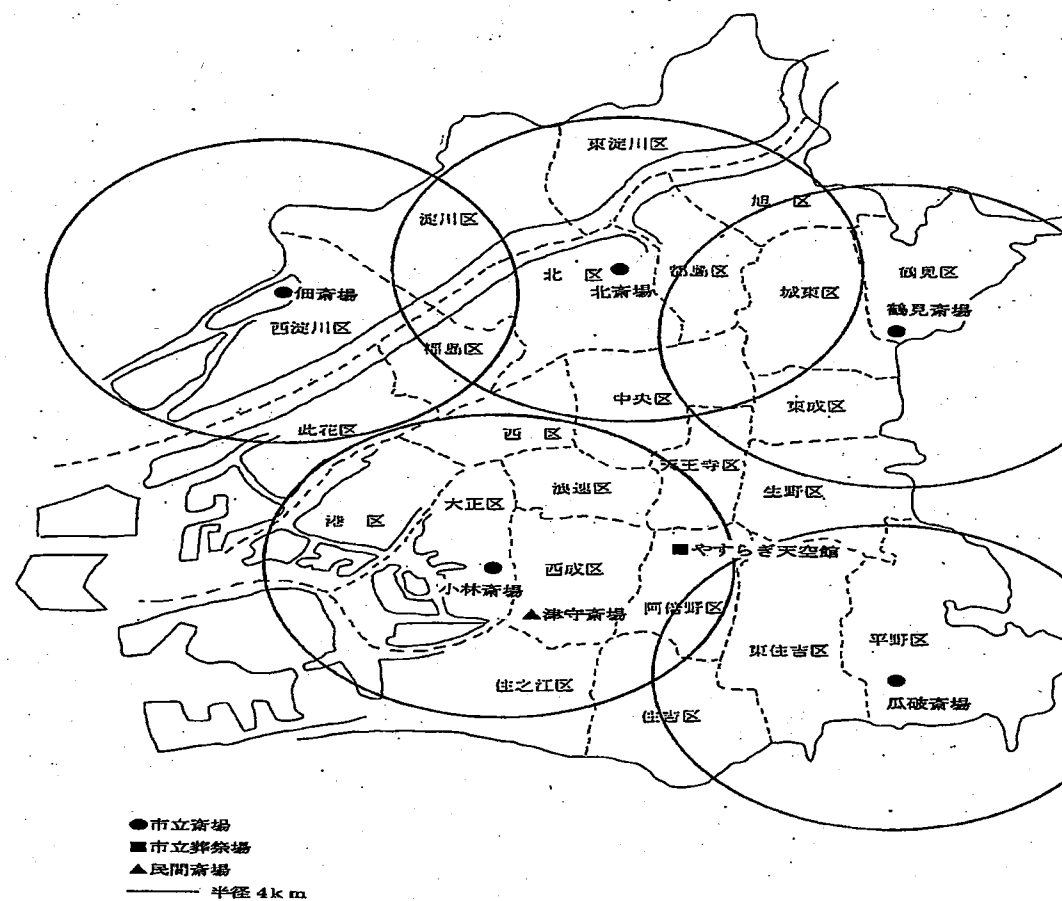
(48) 墓地等の経営について

(昭和46.5.14環衛第78号
環境衛生課長から各都道府県知事、各
指定都市衛生主管部(局)長あて通知)

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限りと与えることとされてきたが(昭和43年4月5日付環衛第8058号環境衛生課長通知参照)、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行なうことなく、公益目的に則って適正な経営が行なわれるよう関係者に対して強く指導されたい。

斎場の配置



市立斎場の概要

	瓜破斎場	北 斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃 斎場
所在地	平野区瓜破 4-4-146	北区長柄西 1-7-13	大正区小林東 3-12-8	鶴見区鶴見 1-6-128	西淀川区佃 6-4-18
開 設	開設:1957年4月	開設: 1907年買収	開設:1913年6月	開設: 1933年2月	開設:1934年3月
改修・建替	改修:1996年3月	建替整備:2001年3月	改修:1979年5月	建替整備:2006年11月	改修:1982年3月
敷地面積	30,274m ²	5,790m ²	5,647m ²	4,976m ²	3,091m ²
建築面積	5,604m ²	3,549m ²	1,292m ²	1,830m ²	772m ²
火葬炉数	30炉	20炉	10炉	8炉	4炉
火葬燃料	都市ガス	都市ガス	白灯油	都市ガス	白灯油
式 場	屋 内	屋 内	屋 内	屋 内	屋外
式場数	1式場	2式場	2式場	2式場	1式場
式場面積	120m ²	大 215m ² 小 36m ²	大 71m ² 小 25m ²	大129m ² 小 44m ²	66m ²
規 模	80人規模	大200人規模 小 10人規模	大 60人規模 小 10人規模	大100人規模 小 20人規模	

資料 4

職員配置表

■ 斎場別（委託前）

(単位：人)

斎 場 名	瓜 破 斎 場	北 斎 場	小 林 斎 場	鶴 見 斎 場	佃 斎 場	計
行政職員	4	5	2	2	1	14
技能職員	15 (17)	15	6	5 (6)	4	45 (48)

() 内数値は定数職員数

■ 斎場別（委託後）

(単位：人)

斎 場 名	瓜 破 斎 場	北 斎 場	小 林 斎 場	鶴 見 斎 場	佃 斎 場	計
行政職員	4	5	2	2	1	14
技能職員	17	15	0	6	0	38

資料 6

斎場別火葬件数

■斎場別

(単位：件数)

斎 場 名	瓜 破 斎 場	北 斎 場	小 林 斎 場	鶴 見 斎 場	佃 斎 場	計
火葬炉数	30	20	10	8	4	72
平成21年度	11,325	7,828	4,942	3,342	1,275	28,712
平成22年度	10,877	8,974	3,671	3,620	1,862	29,004
平成23年度	11,874	8,910	4,959	3,690	1,643	31,076

時間帯別火葬件数

■時間別

	時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
平成21年度	件数	-	5,368	5,700	5,231	4,792	4,647	2,974	28,712
	%	-	18.7	19.9	18.2	16.7	16.2	10.3	100
平成22年度	件数	-	5,327	5,496	5,318	5,183	4,392	3,288	29,004
	%	-	18.4	19.0	18.3	17.9	15.1	11.3	100
平成23年度	件数	1,441	5,647	6,136	5,618	5,221	4,958	2,055	31,076
	%	4.6	18.2	19.7	18.1	16.8	16.0	6.6	100

※ 市民サービスの向上を図るため、平成23年10月より、入場時間帯を拡大して、10時から受け入れている。

主な政令指定都市の斎場運営状況 No. 1

項 目	大阪市		札幌市		仙台市		川崎市		横浜市		名古屋市	
火葬運営	・直営 ・火葬業務委託 (一部)		・直営 ・PFI事業者		・指定管理者		・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託		・直営	
契約業者	葬祭業者		PFI斎場事業㈱		財団法人 仙台市公園緑地協会		川崎市 保健衛生事業団 (富士・高砂共同体)		火葬炉メーカー		第2斎場については、指定管理者制度を導入検討	
契約方法	一般競争入札		一般競争入札		非公募		公募		特名随意契約			
火葬場・炉数	・直営 瓜破斎場 (30炉) 北斎場 (20炉) 鶴見斎場 (8炉) 業務委託 小林斎場 (10炉) 佃斎場 (4炉)		・直営 山口斎場 (29炉) ・PFI方式 里塚斎場 (30炉)		葛岡斎場 (20炉)		かわさき南部斎苑 (12炉) かわさき北部斎苑 (16炉)		久保山斎場 (12炉) 南部斎場 (10炉) 北部斎場 (16炉) 戸塚斎場 (6炉)		八事斎場 (46炉) 第2斎場 (仮称) 建設中	
火葬件数 (平成23年度実績)	31,076		17,089		9,678		10,334		26,566		22,682	
火葬料金 (大人料金単位：円)	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	10,000	60,000	0	49,000	9,000	27,000	3,000	30,000	12,000	50,000	5,000	70,000
職員数	市職員 事務部門 14名 火葬部門 38名 業務委託業者 火葬業務従事者 10名		市職員 事務部門 5名 火葬部門 8名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 20名 PFI事業者 35名		指定管理者 事務部門 4名 火葬部門 10名		指定管理者 事務部門 12名 火葬部門 19名		市職員 事務部門 16名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 52名		市職員 事務部門 7名 火葬部門 16名	
休業日	1月1日		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び 6月中の1日 (平成22年度は6月13日)		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び友引日 (友引日であっても、市営四 斎場のうち、一斎場は開場)		1月1日及び友引日	

※ 大阪市環境局調べ

主な政令指定都市の斎場運営状況 No.2

項 目	堺市	京都市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
火葬運営	・直営 ・火葬業務委託	・直営	・直営	・指定管理者	・直営	・指定管理者
契約業者	火葬炉メーカー	——	——	ひろしま 斎苑管理グループ	——	財団法人 ふくおか環境財団
契約方法	特名随意契約			公募		非公募
火葬場・炉数	堺市立斎場 (17炉)	中央斎場 (25炉)	鶴越斎場 (30炉) 甲南斎場 (10炉) 西神斎場 (11炉) 有馬斎場 (2炉)	永安館 (12炉) 可部火葬場 (2炉) 五日市火葬場 (4炉) 湯来火葬場 (2炉) 西風館 (10炉)	東部斎場 (15炉) 西部斎場 (15炉) 藍島斎場 (1炉)	福岡市葬祭場 (25炉) 玄界島火葬場 (1炉)
火葬件数 (平成23年度実績)	7,759	15,942	14,687	10,448	10,846	9,629
火葬料金 (大人料金単位：円)	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	20,000	100,000	15,000	75,000	12,000	36,000
職員数	市職員 事務部門 4名	市職員 事務部門 3名 火葬部門 13名	市職員 事務部門 6名 火葬部門 18名	指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 17名	市職員 事務部門 6名 火葬部門 16名	指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 12名
	火葬業務委託業者 火葬業務従事者 14名					
休業日	1月1日、2日	1月1日及び月3回	1月1日及び友引日と 毎月第1月曜日 (鶴越は友引日も通常勤務)	1月1日、2日及び秋分の日	1月1日を除き、 どちらか東部・西部 一方は開業	年3日 (1月1日と春と秋に1日ずつ)

※ 大阪市環境局調べ

府下主要都市の斎場運営状況

項目	東大阪市		八尾市		摂津市		吹田市		飯盛霊園組合 (四條畷市、守口市、大東市、門真市)		豊中市	
火葬運営	・直営 ・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託 (炉の運転・管理など一部委託)		・指定管理者 事務関係は市役所で受付		・業務委託 火葬業務委託		・一部事務組合 ・火葬業務委託		・業務委託 事務関係は市役所で受付	
契約業者	荒本斎場管理委員会		火葬炉メーカー		財団法人 摂津市施設管理公社		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー	
契約方法	非公募（地域で運営）		特名随意契約		特名随意契約		特名随意契約		一般競争入札		特名随意契約	
火葬場・炉数	・直営 長瀬斎場（6炉） 小阪斎場（6炉） 楠根斎場（3炉） 岩田斎場（3炉） 額田斎場（3炉） 今米斎場（2炉） 指定管理 荒本斎場（2炉）		八尾市立斎場（10炉）		摂津市立斎場（3炉）		やすらぎ苑（8炉）		飯盛斎場 (火葬炉10炉、汚物炉1炉)		豊中市立火葬場（8炉）	
火葬件数 (平成23年度実績)	5, 113		2, 568		536		3, 033		4, 859		3, 402	
火葬料金 (大人料金) 単位：円	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	7, 000	35, 000	14, 000	42, 000	15, 000	45, 000	7, 500	30, 000	20, 000	70, 000	10, 000	40, 000
職員数	市職員 10名 嘱託 1名 人材派遣 1名 指定管理者 2名		市職員 6名 火葬場職員 火葬業務委託業者 火葬炉運転管理業務 3名		指定管理者 3名		市職員 4名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 4名		市職員 19名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 5名		火葬場職員 1名 (パート職員・電話受付業務) 委託業者職員 火葬炉管理業務 3名	
休業日	第1、3の日曜日及び 前日の土曜日第2、4の水曜日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日	

※ 大阪市環境局調べ

資料 9

東京都23区内の斎場運営状況

斎場名	運営形態	実施者	契約方法	所在区	炉数	火葬件数 (平成23年度)	火葬料金 (大人料金)		職員数
瑞江葬儀所	東京都	指定管理者 〔公益財団法人 東京都公園協会〕	特命	江戸川区	20	7,721	都民	54,600円	(派遣職員) 事務職員 2名 技術職員 1名 技能職員 7名 (協会職員) 固有職員 9名
							都民外	71,280円	
臨海斎場	地方自治法による 一部事務組合	臨海部広域斎場組合 〔港区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区〕	火葬業務委託 随意契約	大田区	10	6,292	組織区内	23,000円	(区派遣) 事務職員 4名 業務委託 8名
							組織区外	70,000円	
桐ヶ谷斎場	民間事業者	東京博善(株)		品川区	12	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	
町屋斎場				荒川区	12	—			
代々幡斎場				渋谷区	10	—			
落合斎場				新宿区	10	—			
四ツ木斎場				葛飾区	9	—			
堀ノ内斎場				杉並区	8	—			
戸田斎場		(株)戸田葬祭場		板橋区	15	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	

※ 大阪市環境局調べ

1 本日の斎場職員の対応について、ご意見をお聞かせください。

①お出迎え・炉前でのお別れの際、あいさつや態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	95	259	46	2	2	3	407
	23.3%	63.6%	11.3%	0.5%	0.5%	0.7%	
委託	13	36	5	0	0	0	54
	24.1%	66.7%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

②お骨上げの際、説明と態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	110	253	35	8	1	0	407
	27.0%	62.2%	8.6%	2.0%	0.2%	0.0%	
委託	9	36	6	3	0	0	54
	16.7%	66.7%	11.1%	5.6%	0.0%	0.0%	

③言葉遣いはいかがでしたか。(丁寧、誠実でわかりやすい説明をしていましたか。)

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	100	256	48	2	1	0	407
	24.6%	62.9%	11.8%	0.5%	0.2%	0.0%	
委託	11	38	3	2	0	0	54
	20.4%	70.4%	5.6%	3.7%	0.0%	0.0%	

④服装・身だしなみはいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	84	257	59	4	2	1	407
	20.6%	63.1%	14.5%	1.0%	0.5%	0.2%	
委託	11	38	3	0	1	1	54
	20.4%	70.4%	5.6%	0.0%	1.9%	1.9%	

⑤斎場受付窓口職員(事務所)の対応はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	122	211	60	9	3	2	407
	30.0%	51.8%	14.7%	2.2%	0.7%	0.5%	
委託	9	36	6	0	1	2	54
	16.7%	66.7%	11.1%	0.0%	1.9%	3.7%	

2 斎場施設について

①市民休憩室・お手洗い等の清掃状況はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	74	208	107	10	1	7	407
	18.2%	51.1%	26.3%	2.5%	0.2%	1.7%	
委託	2	26	13	6	3	4	54
	3.7%	48.1%	24.1%	11.1%	5.6%	7.4%	

②施設内の案内表示はわかりやすいですか。

	わかりやすい	わかりにくい	無回答	回答数
直営	317	54	36	407
	77.9%	13.3%	8.8%	
委託	42	7	5	12
	77.8%	13.0%	9.3%	

1 本日の斎場職員の対応について、ご意見をお聞かせください。

①お出迎えの際、あいさつや態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	63	136	24	0	1	1	225
	28.0%	60.4%	10.7%	0.0%	0.4%	0.4%	
委託	22	50	7	0	0	1	80
	27.5%	62.5%	8.8%	0.0%	0.0%	1.3%	

②お骨上げの際、説明と態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	87	118	15	3	0	2	225
	38.7%	52.4%	6.7%	1.3%	0.0%	0.9%	
委託	34	33	8	3	0	2	80
	42.5%	41.3%	10.0%	3.8%	0.0%	2.5%	

③言葉遣いはいかがでしたか。(丁寧、誠実でわかりやすい説明をしていましたか。)

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	77	127	18	0	1	2	225
	34.2%	56.4%	8.0%	0.0%	0.4%	0.9%	
委託	31	43	5	1	0	0	80
	38.8%	53.8%	6.3%	1.3%	0.0%	0.0%	

④服装・身だしなみはいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	63	138	21	1	1	1	225
	28.0%	61.3%	9.3%	0.4%	0.4%	0.4%	
委託	26	44	8	1	1	0	80
	32.5%	55.0%	10.0%	1.3%	1.3%	0.0%	

2 斎場施設について

①市民休憩室・お手洗い等の清掃状況はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	53	128	24	6	0	14	225
	23.6%	56.9%	10.7%	2.7%	0.0%	6.2%	
委託	9	44	18	5	0	4	80
	11.3%	55.0%	22.5%	6.3%	0.0%	5.0%	

②施設内の案内表示はわかりやすいですか。

	わかりやすい	わかりにくい	無回答	回答数
直営	168	26	31	225
	74.7%	11.6%	13.8%	
委託	67	4	9	80
	83.8%	5.0%	11.3%	

3 最後のお別れからお骨上げまでの時間の過ごし方について

①お別れからお骨上げまでの間どちらで過ごされましたか。

	斎場内市民休憩室	ご自宅・葬儀会館等	無回答	回答数
直営	23 10.2%	135 60.0%	67 29.8%	225
委託	14 17.5%	55 68.8%	11 13.8%	80

設問aへ

設問bへ

a. 斎場にてお過ごしになった間、施設内でご不自由な点がありましたか。

	あった	なかった	無回答	回答数
直営	15 6.7%	79 35.1%	131 58.2%	225
委託	5 6.3%	23 28.8%	52 65.0%	80

②最後のお別れからお骨上げの間の過ごし方について、ご意見をお聞かせください。

	直営		委託	
お骨上げまで斎場にて故人を偲んで待ちたい	26	11.6%	11	13.8%
所要時間が短ければ、斎場で故人を偲んで待ちたい	74	32.9%	32	40.0%
一旦、自宅または葬儀会館に戻り、改めてお骨上げに斎場へ来たい	61	27.1%	25	31.3%
その他	9	4.0%	2	2.5%
無回答	55	24.4%	10	12.5%
	225	100.0%	80	100.0%

b. 一旦ご自宅等に戻られた理由をお聞かせください。

- ・食事（会食）のため
- ・精進あげ（おとし）をするため
- ・法要のため
- ・待ち時間が長いため
- ・斎場内に2時間待つ施設がないため など

大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査よりご意見・ご感想<ご利用者様の声より抜粋>

直営（瓜破斎場・北斎場・鶴見斎場）	民間委託（小林斎場・佃斎場）
・お骨上げの時、丁寧に説明していただきよくわかりました。お骨を壺に入れていただく時もよくわかるように説明をしながら入れていただきました。ありがとうございました。（他24件） ・係の方がお骨上げをした後、出口で「おつかれができませんように」と言ってくれたのが とてもうれしかった。 ・もう少し色があればいいのですが（建物や全体的に）。職員の方はとても親切で制服はもう少し色味があるといいと思います。ありがとうございました。 ・火葬料金の領収書がお粗末すぎる。 ・斎場に食事・湯茶等の設備があるとありがたいと思う。（他2件） ・民間に委託してさらなるサービスの向上、経費の抑制が図られるのであれば、公務員が火葬業務に従事する必要はないと思う。（他2件）	・スタッフの方にとってもよい対応をしていただきました。（他6件） ・お役所仕事！って感じがした。日に何人もの人を扱うので”人”というより”物”って感じです。 ・到着した時暖房が入ってて欲しかった。大勢の人がきたときにやっと暖房が入ったが、それは私たちに対して失礼な気がする。 ・斎場の中に食事の施設を考えて下さい。 ・骨上げの時、お隣が丸見えなので、簡単なものでもよいのでパーテーションがあると良いかと思います。 ・清潔で明るい雰囲気にして下さい。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート結果 葬祭業者よりご意見(抜粋)

① 平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点がありますか。

○良くなった点	○悪くなった点
・お客様に対して対応が良くなった。 ・服装が良くなった。 ・掃除が行き届いている良くなった。	・収骨に係る時間が丁寧すぎて時間がかかり、長くなった。 ・段取りが悪いと感じた。 ・社員の研修をもっとすること。

② 火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点がありますか。

○期待する点	○懸念される点
・利用者に対する接遇の質等サービスの向上があると思う。 ・葬儀社とクリーンな関係を期待する。	・これまでどおり、市職員のように民間でも同じサービスを受けられるのか。 ・特定業者との癒着による寸志の復活。 ・個人情報の管理 ・委託業者の契約満了に伴う交代時の引継などスムーズな対応。

③ 斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

- ・北斎場での移動に時間がかかる。(地下駐車場・1階・2階)
- ・待合室が狭い。
- ・入場のときに他の業者と同じ時間に入場した場合は、火葬炉の間隔をあけてほしい。

④ 大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

- ・職員の対応の良さ、案内等の丁寧さが優れていると感じる。
- ・施設が利用しやすい。
- ・各斎場全体的に清掃が行き届いていると思う。

⑤ 大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点はありませんか。

- ・トイレなどのリフォーム、火葬炉のサイズを大きくしてほしい。
- ・ご遺体を安置する場所がないので、安置する施設があればいいと思う。
- ・「告別室」・「収骨室」があればいいと思う。
- ・お骨上げまでの時間をもう少し早くしてほしい。
- ・各斎場に葬儀のできる式場を増やしてほしい。
- ・火葬炉の補修工事を冬季に行っていること。

⑥ 斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

- ・死亡が推定の場合、時分を入力しなければならないが死亡診断書の発行が遅くなるので、後で変更できる方がいいと思う。
- ・火葬許可証はFAXで十分確認出来、原本は入場時に提出したらいいと思う。
- ・火葬料の領収書のレシートが小さすぎると思う。
- ・他市のように役所手続きの際に火葬料金を納めれるようにしてほしい。

⑦ 市立斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

- ・心付けの事があって以降、職員の方が規律正しくなったように感じる。
- ・瓜破斎場に関しては、非常に良くなりました。（対応、案内、事務所対応等）他の斎場も瓜破のようになればいいと思います。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果

資料 10

①平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点がありますか。

良くなった点がある	悪くなった点がある	どちらもある	変わらない	無回答	回答数
34	8	6	21	20	89
38.2%	9.0%	6.7%	23.6%	22.5%	

②火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点がありますか。

期待する点がある	懸念される点がある	どちらもある	特にない	無回答	回答数
24	15	5	41	4	89
27.0%	16.9%	5.6%	46.1%	4.5%	

③斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
21	47	15	6	89
23.6%	52.8%	16.9%	6.7%	

④大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
28	26	30	5	89
31.5%	29.2%	33.7%	5.6%	

⑤大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点がありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
32	25	29	3	89
36.0%	28.1%	32.6%	3.4%	

⑥斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
3	25	21	18	19	3	89
3.4%	28.1%	23.6%	20.2%	21.3%	3.4%	

⑦平成22年6月1日以降、本市職員又は委託業者より心付けを求められたことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑧平成22年6月1日以降、本市職員又は委託業者へ心付けを渡したことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑨本市斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

斎場利用者アンケート期間（平成23年11月25日から同12月24日）に本市斎場を利用した葬祭業者 225社にアンケートを郵送。結果については、本市に到着した89通の回答を集計。

斎場運営形態検討会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市立小林斎場及び大阪市立佃斎場の火葬業務について平成23年10月から民間委託を実施する中で、平成24年9月までの期間、大阪市立斎場の事業運営のあり方を検討するにあたり、第三者から幅広い観点から意見を聴取するため、斎場運営形態検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、葬祭、法律又は経営等に関する学識経験者その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、原則公開とする。ただし、市長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。

2 市長は、必要があると認めるときは、議事内容に係る関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、平成24年9月30日限りとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

資料 1 2

斎場運営形態検討会議委員名簿

委員数（5名）

役 職	氏 名	職 業 等
委員	長 瀬 耕 治	公認会計士
座長	槇 村 久 子	京都女子大学教授
委員	松 井 淳太郎	社会福祉法人 大阪ボランティア協会 評議員
委員	向 山 知	弁護士
委員	脇 田 由 美	接遇講師・人材育成コンサルタント

※敬称略・五十音順